

第8章

各団体等からの支援

第1節 人的支援

1. 自治体および民間事業者・NPO等からの人的支援の概要

災害対策基本法では、第5条の2で地方公共団体相互協力に関する規定、第8条第2項第12号で地方公共団体の相互応援等に関する協定の締結に関する規定が定められている。

本市においてもこれらの災害対策基本法の規定に基づき、災害発生当初における各種応急復旧活動に対する人的支援について、他の自治体をはじめ、民間事業者等との間で災害時相互支援協定を締結している。

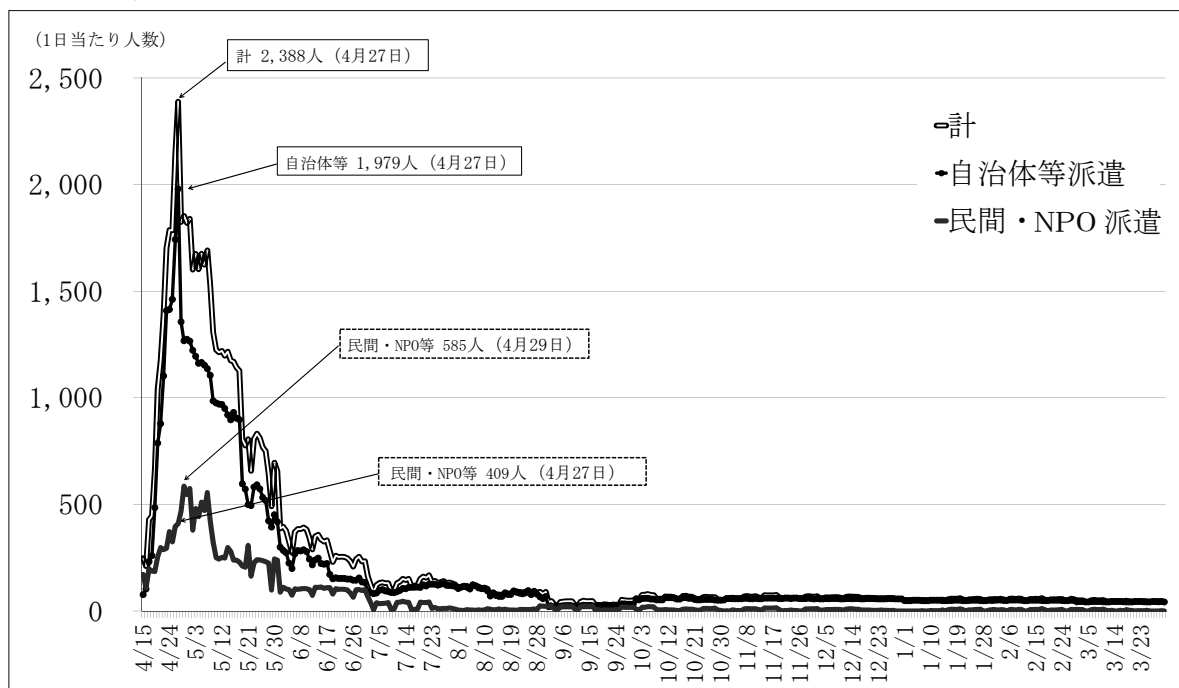
また、同じく災害対策基本法の第67条、68条、74条においては大規模な災害が発生した場合、その当該自治体は他の自治体に災害応急対策に対して応援を求めると規定されており、今回の熊本地震では、甚大な被害が発生し早急な応急復旧活動が求められたことから、本市への人的支援を要請し、他の自治体をはじめ、民間事業者、NPO等から応援派遣による人的支援を受けることとなった。

本市への人的支援は、発災後の4月15日か

ら開始され、他自治体等および民間・NPO等による人的支援が継続されている。なお平成29年3月31日までの人的支援の合計延べ人数は83,396人に上っている。その延べ人数の内訳は自治体等公的機関からの支援が63,741人、民間事業者、NPO等からの支援が19,655人となっている。

図8-1-1は自治体等および民間・NPO等による人的派遣の1日あたり人数の推移の4月15日から平成29年3月31日時点までを示したものである。これを見ると人的支援は4月27日が最大の2,388人となり、内訳は自治体等からの人的派遣が1,979人、民間等からの支援が409人となっている。また、民間等からの支援が最大となったのは4月29日の585人である。4月15日から平成29年3月31日までの人的支援延べ人数83,396人のうち、4月15日から6月30日までの発災後2ヶ月半の間で支援延べ人数は64,793人となり、これは平成28年度中の支援延べ人数の約8割にあたり、この期間に最も人的支援が集中したことがわかる。

図表 8-1-1 自治体等、民間・NPO等派遣による1日あたり人数の推移



※平成28年4月15日から平成29年3月31日までを示す

支援業務の内容は図表 8-1-2 に示すとおり多岐にわたるが、自治体等公的機関からの人的支援で最も多かったのは、り災証明申請に伴う住家被害認定調査（事業所を含む）関係で 14,575 人、次いで避難所運営・支援等で 14,240 人、応急給水・応急復旧等の 9,245 人

などである。また、民間等からの人的支援で最も多いのは応急給水・応急復旧に係る支援で 10,045 人、次いで地震後の子どもの心のケアに係る支援で 2,256 人、避難所運営・支援等の 1,159 人などの順となっている。

図表 8-1-2 自治体等機関・民間等からの人的支援延べ人数

※平成28年4月15日から平成29年3月31日までの業務別災害支援延べ数（短期派遣・中長期派遣）

期間	業務分類	従 事 業 務	延べ人数	計	
自治体等 公的機 関	短期 派遣	住家被害認定調査	14,097	14,575	
		事業所被害認定調査	478		
		避難所運営・支援等	区役所が開設する避難所の運営等	11,520	14,240
			避難所の巡回健康相談、保健指導、衛生活動等	2,358	
			福祉避難所支援等	163	
			視聴覚障がい者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援	142	
			避難所運営に関する学校支援	57	
			応急給水、応急復旧等	応急給水	
		下水道管渠被害状況調査	2,246		
		水道応急復旧	2,400		
		漏水調査	313		
		災害ごみ・ガレキ収集	災害ごみ収集	6,114	6,632
			災害ガレキ収集(自衛隊)	518	
		応急危険度判定	被災建築物応急危険度判定業務	2,272	3,193
			被災宅地危険度判定業務	874	
			学校施設の被災建築物応急危険度判定業務	32	
			倒壊家屋の診断受付等支援	15	
		り災証明受付・発行	り災証明発行業務	4,257	4,257
		そ の 他	特別な教育的支援を要する児童生徒や学級担任等への支援、助言	983	1,832
			物資搬出入、配送等業務	281	
	農地災害復旧・り災証明業務関係等		385		
	医療支援と健康管理		100		
	倒壊家屋撤去等費用補助金業務支援		30		
	被災者住宅支援関係(助言)		29		
	宅地復旧に関する支援業務		16		
	DMATによる患者搬送支援		8		
	小 計			53,974	
	中長期派遣	住家被害認定調査	固定資産税（住家被害認定調査等）業務	1,620	
		住宅応急修理審査等	被災住宅の応急修理審査等	5,419	
		宅地復旧業務	宅地復旧のための設計・査定・管理等業務	1,363	
		学校施設修理	学校施設修理業務	940	
		高齢者福祉施設災害復旧事務支援	高齢者福祉施設に係る災害復旧費国库補助事務・復旧工事等調整等業務	243	
		熊本城復旧業務	熊本城復旧業務	182	
	小 計			9,767	
自 治 体 計			63,741		
民間 ・ N P O 等	応急給水、応急復旧	応急復旧、応急給水	10,045	19,655	
	子どもの心のケア	地震後の子どもたちの心のケア	2,256		
	避難所運営・支援等	区役所が開設する避難所の運営等（区）	1,159		
	り災証明受付・発行	り災証明発行	761		
	物資搬送	物資等輸送応援	540		
	応急危険度判定	被災建築物応急危険度判定業務	381		
	避難行動要支援者支援	避難行動要支援者（障がい者）を対象に、被災者の安否確認や情報提供、必要な福祉サービスにつなげることを目的とした戸別訪問等の実施ほか	3,283		
	災害ごみ収集	災害ごみ収集、大型災害ごみ回収	931		
	農地・土地改良施設復旧支援	現地詳細調査および査定設計書作成支援	108		
	外国人への支援	災害多言語支援センター設置による外国人への災害情報提供等支援	191		
				19,655	
合 計			83,396		

2. 自治体等からの人的支援

(1) 自治体等からの支援業務別推移

図表 8-1-3 は、4 月 15 日から平成 29 年 3 月 31 日までの自治体等公的機関による人的支援の業務別推移を示したものである。

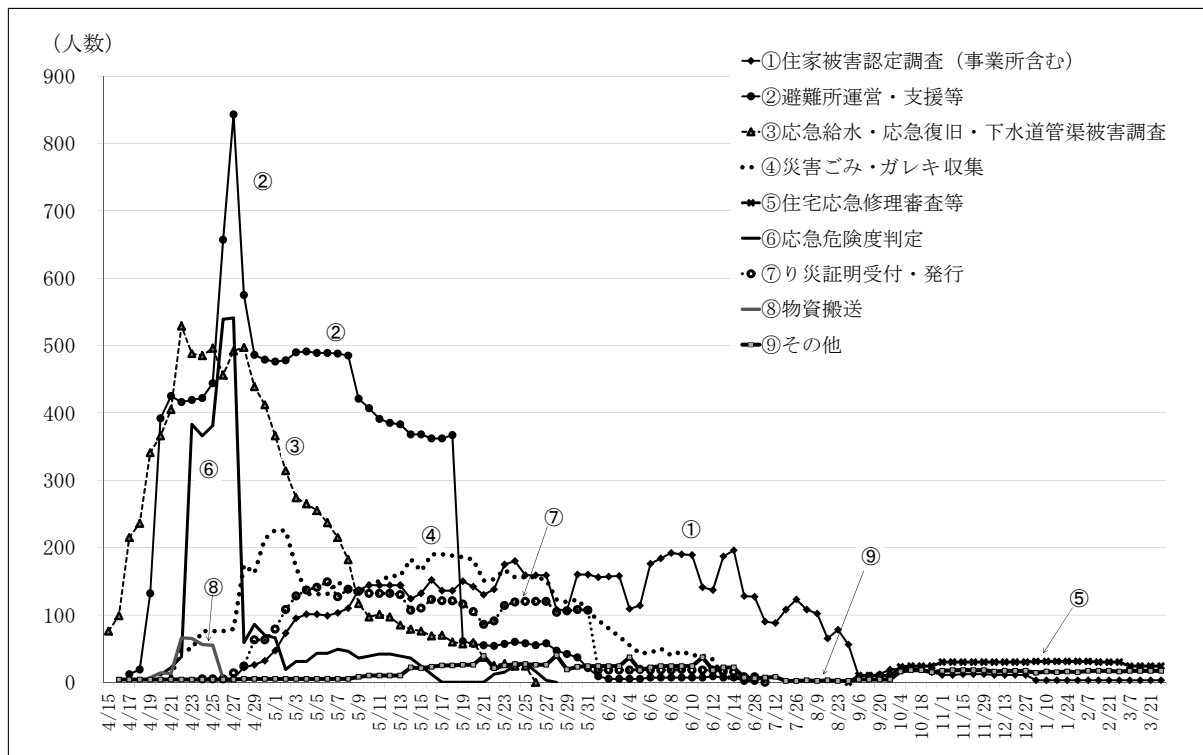
前震直後からの人的支援の推移を見てみると、前震・本震によって本市の水道施設が損傷し全市域で断水が発生したため、4 月 15 日から応急給水・応急復旧等の支援が始まり、4 月 22 日には最高の 529 人となるなど発災直後から集中した支援が行われた。また、市職員だけでの対応が困難だった避難所運営に対しては、4 月 17 日から支援が始まり、4 月 27 日の 843 人を最高に、5 月 18 日まで集中的に支援を受けている。また、4 月 20 日から応急危険度判定業務の支援も始まり、4 月 27 日には最高の 541 人となるとともに、避難所への物資搬送支援においても 4 月 19 日から 4 月 26 日まで集中した支援を受けている。

さらに 4 月下旬からは大量に発生した災害ごみやガレキ処理が課題となり、4 月 21 日から支援が始まり 7 月 1 日まで続けられた。そ

の間、災害ガレキの収集については 4 月 28 日から 5 月 3 日にかけて自衛隊による支援も行われた。

発災から 2 週間が経つと相当数のり災証明の申請が行われるようになり、それに対するり災証明受付や証明書の発行業務への対応から、4 月 24 日から支援の受入れが始まり、5 月 6 日には最高の 149 人に上る支援を受け、5 月末まで 1 日あたり 100 人以上の支援を受けている。さらにり災証明に係る住家被害認定調査の支援も増加している。この被害認定調査については 1 次調査、2 次調査等の対応から 6 月 14 日には最高の 196 人となる支援が続けられ、7 月、8 月には減少するものの平成 29 年 3 月末まで継続して支援を受けている。また、その他の支援では、5 月 9 日から 7 月 15 日まで特別な教育的支援を要する児童・生徒や学級担任等への支援、助言に係る支援が行われた。さらに 9 月以降では、住宅応急修理補助に係る審査等の業務に対する支援が継続されている。

図表 8-1-3 自治体等公的機関からの業務別人的支援の推移



（２）短期派遣から中長期派遣へ

他自治体から被災自治体への人的支援は、発災直後から緊急の支援が必要な応急・復旧期において各自治体からの短期派遣による支援が行われた。本市における発災直後の状況は、ライフラインが途絶しており、他都市からの派遣職員の宿泊先の確保や入浴なども困難であり、食料も十分でない状況であったことから、派遣された職員は１週間交替など短期派遣が多かった。

なお、この短期派遣による被災自治体への職員派遣に係る経費等は、派遣元団体に対し特別交付税措置が講じられることとされている。

７月に入り、総務省からの「平成 28 年熊本地震に係る被災地方公共団体に対する中長期の職員派遣について」（平成 28 年 7 月 7 日付け総行公第 73 号）により、被災自治体の今後の復旧・復興事業等に対する必要な人的支援の継続を進めていくためには、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく中長期の職員派遣によることが適当とされ、これを踏まえ、本市では、例外はあるものの原則 9 月 1 日より短期の職員派遣から派遣期間が 1 ヶ月から 1 年程度となる中長期派遣に切りかえられた。

中長期派遣の職員は、派遣元の職員の身分と本市職員の身分を併せて有するもので、総務省において被災地方公共団体への職員派遣に係る経費等については、派遣先団体に対し特別交付税措置を講じることとされた。

なお、平成 29 年 3 月 31 日までの本市における短期派遣延べ人数は 9 月 1 日以降の実績を含め 53,974 人、中長期派遣については 8 月の実績を含め 9,767 人に上っている。

（３）短期派遣の状況

①本市に対する指定都市市長会を中心とした短期派遣の支援状況

熊本地震発生直後における県および県内自治体への人的支援については、「広域応援協定」の枠組みとなる支援として、全国知事会をはじめ九州知事会による「九州・山口 9 県

災害時応援協定」の幹事県である大分県、指定都市市長会により調整が行われた。

その結果、本市への人的派遣については、指定都市市長会が担うこととなり、「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」（以下「指定都市市長会行動計画」という。）と東京都を含む「21 大都市災害時相互応援に関する協定」に基づき進められた。

また、このほか、全国市長会等を通じた応援要請に基づく派遣や関係省庁を通じて全国自治体や関係組織へ支援を要請したもの、本市と他団体との災害時相互応援協定によるもの、応援自治体の自主的な判断に基づき人的支援が行われたもの等があった。

このような中、特に指定都市市長会においては、熊本地震の発生に対して 4 月 16 日に指定都市市長会行動計画の適用を決定し、4 月 17 日 9 時に県庁新館に指定都市市長会の現地支援本部（設置担当都市：広島市）を設置した。そして指定都市市長会が全国知事会等との協議により本市を重点的に支援することとなったため、4 月 17 日 14 時には熊本市役所に現地支援本部が移された。

本市の指定都市市長会に対する支援要請については、4 月 16 日に指定都市市長会に対し指定都市市長会行動計画に基づき避難所運営・支援に係る人的支援要請を行った。続いて 4 月 22 日にり災証明発行業務および住家被害認定調査業務（事業所被害認定調査含む）に対する派遣要請を、「指定都市市長会行動計画に基づく応援要請」並びに「21 大都市災害相互応援に関する協定に基づく人的派遣要請」として同時に行った。

その後、り災証明発行業務および住家被害認定調査業務において、その事務量が膨大となったことから、5 月 11 日、5 月 24 日、6 月 17 日に「21 大都市災害時相互応援に関する協定に基づく応援要請」および「指定都市市長会行動計画に基づく応援要請」の延長を要請した。また、全国市長会においても 6 月 1 日からの支援要請が行われた。

指定都市市長会では、4 月 19 日から 8 月 31

日まで、避難所運営支援、り災証明発行業務および住家被害認定調査業務等において延べ23,000人を超える短期の職員応援派遣が行われた。

これらの支援によって、緊急の支援を必要とする応急・復旧期を脱することとなり、その後の復旧・復興期へ向け継続した支援を進めるため、9月からは総務省の「平成28年熊本地震に係る被災地方公共団体に対する中長期の職員派遣について」（平成28年7月7日付総行公第73号）に基づく中長期の職員派遣に切り替えて支援が行われている。

②短期派遣に係る主な支援業務内容

短期派遣に係る主な業務内容については以下の通りである。なお、それぞれの活動に係る派遣自治体、支援期間等についての詳細は図表8-1-4で示している。

（ア）避難所運営・支援等業務

発災後最大で267か所の避難所が開設され、避難者も最大11万人以上に上った。そのため、先にも記載したように指定都市市長会へ避難所運営等の人的支援の要請を行い、指定都市市長会では4月19日から開始され5月18日まで継続され、このほかの自治体の支援も合わせると5月30日までに延べ11,520人の人的支援が行われた。

また、21大都市災害相互応援協定および指定都市市長会、厚生労働省による調整や災害時相互協定に基づく自治体支援による避難所巡回による健康相談、保健指導、衛生活動等が4月17日から6月20日まで行われ、延べ2,358人の人的支援が行われた。

このほか福祉避難所に係る支援や厚生労働省の調整により、長引く避難生活に対し視聴覚障がい者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援等も進められた。

（イ）り災証明受付・発行および住家被害認定調査

21大都市災害相互応援協定および指定都

市市長会行動計画に基づく東京都および指定都市の支援を中心に、り災証明受付・発行業務が4月27日に開始され、県や他自治体を加え6月20日まで、延べ4,257人の支援が行われた。

また、り災証明発行に係る住家被害認定調査（事業所含む）においては、東京都および指定都市のほか、全国市長会を通じた他自治体への支援要請によって、り災証明関係業務と同じく4月27日から開始され、8月31日まで集中的に支援が行われ、その後の追加支援を加え10月27日まで続き、延べ14,575人の支援を受けた。

（ウ）水道断水に伴う応急給水、応急復旧等および下水道管渠被害状況調査

熊本地震の前震と本震により本市の水道施設が損傷し市全域への水道供給が停止したため、水道の応急給水・応急復旧、漏水調査等を行う応急水道復旧における支援に関しては、日本水道協会において会員水道事業体による相互応援の枠組みとして策定している「地震等緊急時対応の手引き」（2013年3月改訂）に基づき、地方支部長を福岡市が担い支援が進められた。

その結果、前震直後の4月15日から5月17日まで、応急給水、水道応急復旧、漏水調査に対し、延べ6,999人の支援が行われた。また、下水道施設被害調査支援として21大都市被害相互応援協定に基づき東京都および指定都市において下水道管渠被害状況調査が4月15日から5月25日まで行われ、延べ2,246人の人的支援を受けた。

（エ）災害ごみ・ガレキ収集

発災後、相当な災害ごみが発生したことから、その収集に当たって公益社団法人全国都市清掃会議による人的支援のほか、他自治体等から、4月21日から7月1日まで、延べ6,114人の支援を受けた。

また、災害ガレキの収集においては、緊急の必要から自衛隊の支援を4月28日から5

月 3 日まで延べ 518 人の人的支援を受けた。

（オ）応急危険度判定業務

地震により被災した建築物を調査し、その後の余震などによって倒壊する危険性や外壁等が落下する危険性などを判定し、二次的な災害を防止するため被災建築物応急危険度判定業務への支援が行われた。これは、熊本県被災建築物応急危険度判定支援本部を通じ支援が行われたもので、4 月 21 日から 5 月 1 日まで延べ 2,272 人の人的支援が行われた。これとあわせ、指定都市市長会を通じ学校施設を対象とした被災建築物応急危険度判定業務への支援も 4 月 20 日から 23 日まで行われ、延べ 32 人の人的支援を受けた。

また、被災した宅地の危険度を判定し、宅地の二次災害を軽減・防止するため熊本県被災宅地危険度判定支援本部を通じ、被災宅地危険度判定業務への支援が行われた。これは 4 月 20 日から 5 月 27 日まで延べ 874 人の支援を受けた。

（カ）その他の支援業務

上記のほか、指定都市市長会を通じ「特別な教育的支援を要する児童生徒や学級担任等への支援、助言」に係る支援として 5 月 9 日から 7 月 15 日まで延べ 983 人の人的支援を受けた。また、農地災害復旧・り災証明業務関係では、国や指定都市市長会その他を通じて 5 月 17 日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間で延べ 385 人の支援を受けている。

この他、物資搬出入・配送業務、倒壊家屋撤去等費用補助金業務支援、医療支援と健康管理に係る支援、DMAT による患者搬送支援など多岐の業務にかかる支援を受けた。

（４）中長期派遣の詳細

①本市に対する中長期派遣の支援状況

先にも記したように総務省の平成 28 年 7 月 7 日付け「平成 28 年熊本地震に係る被災地方公共団体に対する中長期の職員派遣について」を踏まえ、本市においては支援受入時期

に例外はあるものの原則 9 月より中長期派遣の受入れに移行した。

被災市町村への中長期の職員派遣のスキームは、先ず<①>県および県内市町村による対応（県市町村課が窓口）、<②>①で対応できない場合：九州・山口 9 県による対応（大分県行政企画課が窓口）、<③>②で対応できない場合：全国スキームによる対応（全国知事会を通じた広域応援）とする 3 段階での対応で行うこととされた。

本市では、6 月 29 日に県に対して平成 28 年度中長期派遣職員応援要望を行い、8 月 1 日より中長期派遣職員の受入れを適宜開始した。また 9 月 29 日には平成 29 年度における中長期派遣職員応援要望を県に対して提出した。

これを受け平成 28 年度では中長期派遣職員として指定都市のほか、全国自治体から 145 人（延べ 9,767 人）の職員を受け入れた。

②中長期派遣に係る主な支援業務内容

中長期派遣に係る主な業務内容については以下の通りである。なお、それぞれの活動に係る派遣自治体、支援期間等についての詳細は図表 8-1-5 で示している。

（ア）固定資産税（住家被害認定調査等）に関する業務

住家被害認定調査、家屋の新增築・減失調査、災害に伴う損耗調査、減免調査など 9 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで、北九州市をはじめ 15 自治体から 26 人（延べ 1,620 人）の派遣を受けた。

（イ）被災住宅応急修理関係業務

被災住宅の応急修理に係る受付から審査、完了検査までの業務として、9 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに北九州市をはじめ 37 自治体から 97 人（延べ 5,419 人）の派遣を受けた。

（ウ）宅地復旧業務

宅地復旧（擁壁設置・撤去、土地の整形、法面整形および保護等）のための設計・査定・管理等の業務として、10月1日から平成29年3月31日まで宮崎県延岡市をはじめ9自治体より12人（延べ1,363人）の派遣を受けた。

（エ）学校施設補修業務

被災学校施設の補修の設計および工事管理として10月1日から平成29年3月31日まで横浜市をはじめ6自治体から8人（延べ940人）の派遣を受けた。

（オ）高齢者福祉施設等復旧業務

高齢者福祉施設の災害復旧業務として、設計、工事費用の算定、査定など国庫補助金申請等の事務等を含む業務として、8月1日から平成29年3月31日まで大阪市より1人（延べ243人）の派遣を受けた。

（カ）熊本城復旧業務

熊本城域の建造物の災害復旧業務（設計委託および工事の発注、監理の業務）に10月1日から平成29年3月31日まで名古屋市から1人（延べ182人）の派遣を受けた。

（５）自治体等からの人的支援における総括

他自治体からの応援派遣受入については、発災直後しばらくはライフラインが途絶しており、宿泊場所の確保や入浴施設の確保が難しい状況であった。また、加えて食料も十分でない状況が一定期間続いている。そのような中で、他都市からの応援職員数に対して宿泊施設が不足する事態となった。

そのため、他都市職員の宿泊所の確保に関しては、競輪場選手宿舎の活用やＪＲ職員住宅（九品寺アパート、新大江アパート）の確保、民間宿泊施設の紹介、帆船「みらいへ」研修船の活用を図った。しかし、全市域が被災した直後の状況の中では、他都市の応援職員の宿泊施設について十分な体制を整えることが出来なかった。

このようなことから、今後は、公的施設を宿泊所としてすぐに転用できるよう、最低限必要な物資・用品を準備し、良好な環境を確保するなど、災害時における早急な応援職員受入れのため宿泊施設の優先的確保の検討が必要である。

また、他都市への派遣要請においては、市域全体に被害が生じた場合、被害の状況、被害数など被害の全体像を把握することが困難な状況にはなるが、派遣要請を行うに当たっては、支援を受けたい業務内容や業務量をしっかりと把握した上で、必要な人員体制と業務スケジュールを想定し、先を予測した派遣要請を行うことが重要である。

図表 8-1-4 他都市等からの短期派遣の状況

(1) 避難所運営・支援等業務

①避難所の運営等

ア. 指定都市市長会を通じた要請

活動内容	区役所が開設する避難所の運営等
派遣期間	4月19日～5月18日
派遣元	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市
活動延べ人数	11,329人

イ. 人事課を通じた要請

活動内容	派遣元	派遣期間	活動延べ人数
区役所が開設する 避難所の運営等	新潟県長岡市	4月17日～5月30日	143人
	宮城県名取市	4月21日～4月28日	32人
	東京都世田谷区	4月24日～4月27日	16人

②避難所健康相談・保健指導等

ア. 21大都市災害時相互応援協定および指定都市市長会、厚生労働省を通じた要請

活動内容	避難所の巡回健康相談、保健指導、衛生活動等
派遣期間	4月17日～6月20日
派遣元	兵庫県姫路市、川崎市、千葉市、兵庫県尼崎市、さいたま市、広島市、鹿児島県鹿児島市、福岡市、名古屋市、仙台市、東京都、北九州市、島根県、愛媛県、神戸市
動人数	2,234人

イ. 災害時相互協定を通じた要請

活動内容	避難所の巡回健康相談、保健指導、衛生活動等
派遣期間	4月27日～5月27日
派遣元	愛媛県松山市
活動延べ人数	124人

③福祉避難所支援等

ア. 21大都市災害時相互応援協定を通じた要請

派遣期間	4月18日～5月27日
派遣元	福岡市
活動内容	・福祉避難所とのマッチング、連絡調整 ・社会福祉施設、老人憩いの家等の被害状況調査およびデータ入力 ・避難所支援 等
活動延べ人数	93人

イ. 21 大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議を通じた要請

派遣期間	5 月 24 日～6 月 30 日
派遣元	川崎市
活動内容	福祉避難所を訪問し、被災者の生活再建計画についての相談や情報提供の実施。 避難行動要支援者を福祉サービスにつなげることを目的とした戸別訪問等の実施。
活動延べ人数	70 人

④視聴覚障がい等への避難所等における支援

ア. 厚生労働省を通じた要請

派遣期間	5 月 3 日～5 月 31 日
派遣元	長崎県、山口県、大阪府、和歌山県、鹿児島県、宮崎県、北九州市、 福岡市、香川県、広島県、岡山県、京都市、滋賀県、静岡県、三重県、名古屋市、 大分県、東京都
活動内容	視聴覚障がい等への避難所等における情報・コミュニケーション支援
活動延べ人数	142 人

⑤避難所運営等に関する学校支援

ア. 兵庫県教育委員会からの支援

派遣期間	4 月 19 日～4 月 27 日、5 月 18 日
派遣元	兵庫県
活動内容	避難所運営等に関する学校支援
活動延べ人数	57 人

（２）り災証明受付・発行業務

ア. 21 大都市災害相互応援に関する協定に基づく応援協定および指定都市市長会行動計画に基づく応援要請

派遣期間	4 月 27 日～5 月 31 日 (新潟市は 6 月 1 日～7 月 1 日、北九州市は 6 月 1 日～6 月 15 日に追加派遣)
派遣元	東京都、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、 相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、 岡山市、広島市、北九州市、福岡市
活動内容	り災証明受付・発行業務
活動延べ人数	3,721 人

イ. 人事課を通じた要請

活動内容	派遣元	派遣期間	活動延べ人数
り災証明受付・発行業務	熊本県	4 月 29 日～5 月 8 日	325 人
	東京都世田谷区	4 月 24 日～5 月 12 日	95 人
	茨城県八千代町	5 月 23 日～6 月 20 日	116 人

(3) 住家被害認定調査関係業務（事業所含む）

①住家被害認定調査

ア. 21 大都市災害時相互応援協定および指定都市市長会を通じた要請

活動内容	住家被害認定調査
派遣期間	4 月 27 日～8 月 31 日（静岡市は 9 月 17 日～10 月 27 日も追加派遣）
派遣元	東京都、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市
活動延べ人数	10,074 人

イ. 全国市長会を通じた要請

活動内容	住家被害認定調査
派遣期間	6 月 1 日～8 月 31 日 （ただし埼玉県川口市は 10 月 3 日～20 日も追加派遣、高知県南国市は 9 月 1 日～10 月 18 日に派遣）
派遣元	北海道帯広市、北海道北広島市、秋田県湯沢市、岩手県花巻市、山形県南陽市、福島県会津若松市、福島県郡山市、福島県白河市、新潟県燕市、新潟県上越市、新潟県五泉市、新潟県魚沼市、新潟県胎内市、富山県富山市、富山県高岡市、石川県羽咋市、福井県福井市、長野県長野市、長野県上田市、長野県飯田市、長野県須坂市、長野県茅野市、長野県安曇野市、神奈川県横須賀市、神奈川県逗子市、神奈川県秦野市、神奈川県伊勢原市、埼玉県川越市、埼玉県川口市、埼玉県秩父市、埼玉県深谷市、埼玉県上尾市、埼玉県和光市、埼玉県八潮市、埼玉県三郷市、千葉県船橋市、千葉県館山市、千葉縣市原市、茨城県日立市、茨城県ひたちなか市、茨城県取手市、茨城県守谷市、栃木県宇都宮市、栃木県日光市、群馬県前橋市、群馬県高崎市、愛知県豊橋市、愛知県一宮市、愛知県津島市、愛知県刈谷市、愛知県蒲郡市、愛知県東海市、愛知県大府市、愛知県犬山市、愛知県知立市、愛知県尾張旭市、愛知県田原市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県みよし市、岐阜県岐阜市、岐阜県高山市、岐阜県郡上市、滋賀県彦根市、京都府舞鶴市、京都府長岡京市、大阪府泉大津市、和歌山県海南市、和歌山県田辺市、広島県尾道市、島根県松江市、島根県益田市、島根県江津市、愛媛県八幡浜市、高知県南国市
活動延べ人数	2,864 人

ウ. 人事課を通じた要請

活動内容	派遣元	派遣期間	活動延べ人数
住家被害認定調査	熊本東・西税務署等	5 月 23 日～6 月 17 日	800 人
〃	長崎県長崎市	6 月 1 日～7 月 31 日	244 人
〃	熊本県荒尾市	6 月 27 日～7 月 1 日	5 人
〃	福島県矢吹町	7 月 1 日～8 月 31 日	110 人

②事業所被害認定調査

ア. 21 大都市災害時相互応援協定および指定都市市長会を通じた要請

活動内容	事業所被害認定調査
派遣期間	5 月 24 日～8 月 31 日
派遣元	千葉市、静岡市、京都市、大阪市
活動延べ人数	424 人

イ. 人事課を通じた要請

活動内容	派遣元	派遣期間	活動延べ人数
事業所被害認定調査	埼玉県川口市	9 月 26 日～10 月 20 日	32 人
	茨城県境町	9 月 26 日～9 月 30 日	22 人

（４）応急給水、応急復旧等

①応急給水

ア. 日本水道協会を通じた要請

派遣期間	4 月 15 日～5 月 6 日
派遣元	石川県金沢市、福井県福井市、佐久水道企業団（長野県）、岐阜県岐阜市、静岡県富士宮市、名古屋市、三重県津市、三重県伊勢市、京都市 京都府福知山市、京都府綾部市、京都府八幡市、京都府木津川市、 大阪市、堺市、大阪府豊中市、大阪府吹田市、大阪広域水道企業団（大阪府）、神戸市、兵庫県姫路市、兵庫県尼崎市、阪神水道企業団（兵庫県）、 鳥取県鳥取市、鳥取県米子市、鳥取県倉吉市、岡山市、岡山県笠岡市、 岡山県井原市、岡山県総社市、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県美作市、広島市、広島県呉市、広島県三原市、広島県尾道市、広島県福山市、 広島県三次市、広島県東広島市、広島県廿日市市、広島県江田島市、 山口県下関市、山口県宇部市、山口県萩市、山口県防府市、 山口県岩国市、山口県周南市、山口県山陽小野田市、山口県和木町、 香川県高松市、香川県丸亀市、愛媛県宇和島市、高知県高知市、高知県四万十市、北九州市、福岡市、福岡県大牟田市、福岡県飯塚市、福岡県大野城市、福岡県太宰府市、福岡県粕屋町、春日那珂川水道企業団（福岡県）、佐賀県佐賀市、佐賀県唐津市、佐賀県多久市、佐賀県伊万里市、 佐賀県武雄市、佐賀県嬉野市、佐賀県東部水道企業団（佐賀県）、西佐賀水道企業団（佐賀県）、長崎県長崎市、長崎県佐世保市、長崎県諫早市、長崎県大村市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、長崎県壱岐市、熊本県荒尾市、熊本県玉名市、熊本県山鹿市、大分県大分市、大分県別府市、大分県竹田市、宮崎県宮崎市、宮崎県都城市、宮崎県日南市、宮崎県日向市、 宮崎県西都市、鹿児島県鹿児島市、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、 鹿児島県阿久根市、鹿児島県指宿市、鹿児島県霧島市、鹿児島県伊佐市、 鹿児島県姶良市、鹿児島県さつま町

（５）災害ごみ・ガレキ収集

①災害ごみ収集

ア．全国都市清掃会議を通じた要請

派遣期間	4月21日～7月1日
派遣元	千葉市、川崎市、岐阜県岐阜市、静岡市、名古屋市、三重県津市、三重県四日市市、三重県伊勢市、三重県松阪市、三重県桑名市、三重県いなべ市、三重県伊賀市、伊賀南部環境衛生組合（三重県）、京都市、大阪市、堺市、大阪府東大阪市、岡山市、岡山県倉敷市、広島市、広島県呉市、香川県高松市、愛媛県松山市、福岡市、北九州市、福岡県大牟田市、大分県大分市、宮崎県宮崎市、宮崎県都城市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市、宮崎県小林市、宮崎県日向市、宮崎県串間市
活動内容	災害ごみ収集支援
活動延べ人数	6,114人

②災害ガレキ収集

ア．市災害対策本部を通じた要請

派遣期間	4月28日～5月3日
派遣元	自衛隊
活動内容	災害ガレキ収集支援
活動延べ人数	518人

（６）応急危険度判定

①被災建築物応急危険度判定業務

ア．熊本県被災建築物応急危険度判定支援本部を通じた要請

派遣期間	4月21日～5月1日
派遣元	地方整備局、UR、東京都豊島区、福岡市、北海道、札幌市、北海道旭川市、北海道小樽市、北海道室蘭市、北海道苫小牧市、北海道江別市、北海道函館市、北海道北見市、北海道帯広市、北海道釧路市、岩手県、岩手県盛岡市、青森県、青森県弘前市、青森県八戸市、宮城県、仙台市、秋田県、秋田県秋田市、秋田県横手市、秋田県大仙市、山形県、山形県山形市、山形県鶴岡市、山形県天童市、福島県、福島県福島市、福島県郡山市、福島県須賀川市、福島県いわき市、新潟県、新潟市、新潟県柏崎市、新潟県長岡市、茨城県、群馬県、群馬県前橋市、群馬県高崎市、群馬県桐生市、群馬県伊勢崎市、群馬県太田市、群馬県沼田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県富岡市、群馬県安中市、群馬県邑楽郡大泉町、埼玉県、さいたま市、埼玉県本庄市、埼玉県鴻巣市、埼玉県深谷市、埼玉県志木市、埼玉県川越市、埼玉県川口市、埼玉県秩父市、埼玉県所沢市、埼玉県飯能市、埼玉県東松山市、埼玉県狭山市、埼玉県羽生市、埼玉県上尾市、埼玉県草加市、埼玉県戸田市、埼玉県朝霞市、

	埼玉県志木市、埼玉県新座市、埼玉県八潮市、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県毛呂山町、埼玉県寄居町、東京都、東京都千代田区、東京都中央区、東京都港区、東京都新宿区、東京都江東区、東京都文京区、東京都台東区、東京都墨田区、東京都渋谷区、東京都中野区、東京都北区、東京都荒川区、東京都練馬区、東京都足立区、東京都品川区、東京都目黒区、東京都大田区、東京都世田谷区、東京都杉並区、東京都板橋区、東京都葛飾区、東京都江戸川区、東京都八王子市、東京都武蔵野市、東京都府中市、東京都調布市、東京都立川市、東京都青梅市、東京都町田市、東京都小金井市、東京都日野市、東京都国分寺市、東京都福生市、東京都東大和市、東京都多摩市、東京都稲城市、東京都西東京市、東京都奥多摩町、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、神奈川県横須賀市、神奈川県平塚市、神奈川県鎌倉市、神奈川県藤沢市、神奈川県小田原市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県秦野市、神奈川県厚木市、神奈川県大和市、神奈川県伊勢原市、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、神奈川県綾瀬市、神奈川県箱根町、神奈川県愛川町、長野県、長野県長野市、長野県松本市、長野県上田市、千葉県、千葉市、千葉県白井市、千葉縣市川市、千葉県船橋市、千葉縣市原市、千葉県佐倉市、千葉県八千代市、千葉県我孫子市、千葉県浦安市、千葉県野田市、千葉県流山市、千葉県鎌ヶ谷市、千葉県成田市、千葉県富里市、千葉県四街道市、千葉県八街市、千葉県銚子市、千葉県茂原市、千葉県木更津市、千葉県袖ヶ浦市、山梨県、山梨県甲府市、栃木県、富山県、富山県富山市、富山県高岡市、富山県射水市、富山県小矢部市、石川県、石川県金沢市、石川県加賀市、石川県小松市、石川県白山市、岐阜県、岐阜県岐阜市、岐阜県大垣市、岐阜県各務原市、岐阜県多治見市、岐阜県高山市、岐阜県可児市、愛知県、名古屋市、三重県、三重県桑名市、三重県四日市市、三重県鈴鹿市、三重県津市、三重県松阪市、三重県伊勢市、三重県伊賀市、三重県名張市、三重県亀山市、鳥取県、鳥取県米子市、鳥取県倉吉市、島根県、島根県松江市、島根県大田市、島根県雲南市、岡山県、岡山市、岡山県倉敷市、岡山県津山市、広島県、広島市、広島県呉市、広島県福山市、広島県尾道市、広島県東広島市、山口県、山口県下関市、山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、山口県周南市、徳島県、香川県、香川県高松市、愛媛県、愛媛県今治市、愛媛県松山市、愛媛県新居浜市、愛媛県四国中央市、愛媛県松前町、愛媛県八幡浜市、愛媛県西予市、愛媛県宇和島市、高知県、高知県高知市、奈良県橿原市、滋賀県、滋賀県草津市、滋賀県彦根市
活動内容	被災建築物応急危険度判定業務支援
活動延べ人数	2,272 人

②学校施設の被災建築物応急危険度判定業務

ア．指定都市市長会を通じた要請

派遣期間	4月20日～4月23日
派遣元	福岡市、北九州市
活動内容	学校施設の被災建築物応急危険度判定業務
活動延べ人数	32人

③被災宅地危険度判定業務

ア．熊本県被災宅地危険度判定支援本部を通じた要請

派遣期間	4月20日～5月27日
派遣元	新潟県、東京都、岐阜県、大阪府、岡山県、広島県、島根県、高知県、福岡県、長崎県、佐賀県、宮崎県、鹿児島県、新潟市、新潟県長岡市、新潟県上越市、さいたま市、千葉市、東京都調布市、横浜市、川崎市、静岡市、岐阜県岐阜市、岐阜県大垣市、岐阜県多治見市、岐阜県各務原市、京都市、堺市、岡山市、広島市、広島県福山市、広島県三次市、広島県東広島市、広島県府中町、島根県出雲市、福岡市、北九州市、福岡県久留米市、福岡県大牟田市、福岡県筑紫野市、福岡県太宰府市、福岡県うきは市、福岡県飯塚市、福岡県春日市、福岡県直方市、福岡県宗像市、福岡県遠賀町、福岡県川崎町、福岡県芦屋町、福岡県鞍手町、福岡県宇美町、福岡県新宮町、宮崎県宮崎市、宮崎県延岡市、宮崎県日向市、宮崎県日南市、宮崎県小林市、宮崎県えびの市、鹿児島県鹿児島市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県日置市、鹿児島県曽於市、鹿児島県阿久根市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県いちき串木野市
活動内容	被災宅地危険度判定業務
活動延べ人数	874人

④倒壊家屋の診断支援

ア．総務局総務課を通じた要請

派遣期間	4月26日～4月28日
派遣元	九州農政局
活動内容	倒壊家屋の診断受付等支援
活動延べ人数	15人

（７）その他の業務

①特別な教育的支援を要する児童生徒や学級担任等への支援、助言

ア．指定都市市長会を通じた要請

派遣期間	5月9日～7月15日
派遣元	福岡市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市、岡山市、名古屋市、大阪市、京都市、北九州市、神戸市、札幌市、相模原市、広島市
活動内容	特別な教育的支援を要する児童生徒や学級担任等への支援、助言
活動延べ人数	983人

②物資搬出入・配送等業務

ア．総務局総務課を通じた要請

派遣期間	4月22日～4月25日
派遣元	九州財務局（延べ32人） 九州総合通信局（延べ16人） 九州森林管理局（延べ24人） 熊本国税局（延べ48人） 九州農政局（延べ80人）
活動内容	物資の搬出入
活動延べ人数	200人

イ．人事課を通じた要請

活動内容	派遣元	派遣期間	活動延べ人数
支援物資集積所運営、物資配送等	福岡市	4月19日～4月21日	20人
	兵庫県芦屋市	4月20日～4月26日	43人
	東京都世田谷区	4月22、23日	18人

③農地災害復旧・り災証明業務関係

ア．指定都市市長会を通じた要請

活動内容	派遣元	派遣期間	活動延べ人数
経営体育成支援事業 および農業関係り災 証明業務	北九州市	7月4日～7月29日	19人
	岡山市	8月1日～8月19日	10人

イ．農業支援課を通じた要請

活動内容	派遣元	派遣期間	活動延べ人数
経営体育成支援事業 および農業関係り災 証明業務	熊本県県央広域本部 農林部	7月7日～10月20日	67人
	熊本県（鹿児島県、 山口県の応援職員）	9月2日 ～平成29年3月31日	235人

ウ．県から国（農政局）を通じた要請

派遣期間	5月17日～6月22日
派遣元	国土交通省北海道開発局
活動内容	現地詳細調査および査定設計書作成
活動延べ人数	54人

④倒壊家屋撤去等費用補助金業務支援

ア．全国都市清掃会議を通じた要請

派遣期間	5月24日～6月11日
派遣元	仙台市
活動内容	倒壊家屋撤去等費用補助金業務に関する支援
活動延べ人数	30人

⑤医療支援と健康管理

ア．医療機関相互応援に関する協定に基づく応援

派遣期間	4月18日～5月9日
派遣元	福岡市、飯塚市
活動内容	医療支援と健康管理に関する業務支援
活動延べ人数	100人

⑥被災者住宅支援関係

ア．国土交通省へ要請

派遣期間	5月9日～5月30日
派遣元	国土交通省
活動内容	災害被災者住宅支援に係る助言
活動延べ人数	22人

イ．国土交通省を通じた要請

派遣期間	5月19日～5月25日
派遣元	福島県
活動内容	民間賃貸住宅（みなし応急仮設住宅）借上げ業務に伴う契約等助言
活動延べ人数	7人

⑦宅地復旧業務支援

ア．都市政策課を通じた要請

派遣期間	10月11日～10月18日
派遣元	仙台市
活動内容	宅地復旧に関する業務支援
活動延べ人数	16人

⑧DMATによる患者搬送の支援

派遣期間	4月16日、17日 他
活動内容	DMATによる患者搬送の支援
活動延べ人数	8人 他

図表 8-1-5 他都市等からの中長期派遣の状況

(1) 固定資産税（住家被害認定調査等）業務

ア. 被災市町村への中長期職員派遣スキームによる要請

派遣期間	9月1日～平成29年3月31日
派遣元	北九州市、長崎県島原市、宮崎県小林市、鹿児島県霧島市、鹿児島県志布志市、群馬県高崎市、岐阜県岐阜市、川崎市、熊本県荒尾市、愛知県岡崎市、三重県明和町、愛知県豊橋市、愛媛県松山市、相模原市、京都市
活動内容	住家被害認定調査、家屋の新增築・滅失調査、災害に伴う損耗調査、減免調査など
派遣人数	26人（活動延べ人数 1,620人）

(2) 被災住宅応急修理関係業務

ア. 被災市町村への中長期職員派遣スキームによる要請

派遣期間	9月1日～平成29年3月31日
派遣元	北九州市、福岡市、佐賀県鹿島市、佐賀県鳥栖市、長崎県、鹿児島県天城町、沖縄県、群馬県安中市、埼玉県朝霞市、埼玉県鶴ヶ島市、千葉県松戸市、大阪府泉佐野市、宮城県角田市、東京都豊島区、埼玉県三芳町、三重県度会町、東京都国立市、神奈川県寒川町、栃木県宇都宮市、千葉県東金市、北海道釧路市、千葉縣市原市、大阪府吹田市、大阪府高槻市、堺市、岡山市、名古屋市、神戸市、愛知県西尾市、東京都中央区、東京都港区、東京都新宿区、東京都目黒区、東京都大田区、東京都葛飾区、静岡市、京都府宇治市
活動内容	応急修理審査等
派遣人数	97人（活動延べ人数 5,419人）

(3) 宅地復旧業務

ア. 被災市町村への中長期職員派遣スキームによる要請

派遣期間	10月1日～平成29年3月31日
派遣元	宮崎県延岡市、鹿児島県指宿市、群馬県前橋市、東京都文京区、広島市、川崎市、神戸市、名古屋市、東京都稲城市
活動内容	宅地復旧のための設計、査定、管理等の業務
派遣人数	12人（活動延べ人数 1,363人）

（４）学校施設補修業務

ア．被災市町村への中長期職員派遣スキームによる要請

派遣期間	10月1日～平成29年3月31日
派遣元	横浜市、愛知県豊田市、千葉市、川崎市、長野県佐久市、京都府亀岡市
活動内容	学校施設修理等
派遣人数	8人（活動延べ人数 940人）

（５）高齢者福祉施設に係る災害復旧費国庫補助事務・復旧工事等調整等業務

ア．指定都市市長会を通じた要請

派遣期間	8月1日～平成29年3月31日
派遣元	大阪市
活動内容	高齢者福祉施設に係る災害復旧費国庫補助事務・復旧工事等調整等に関する業務
派遣人数	1人（活動延べ人数 243人）

（６）熊本城復旧業務

ア．市人事課を通じた要請

派遣期間	10月1日～平成29年3月31日
派遣元	名古屋市
活動内容	熊本城復旧業務
派遣人数	1人（活動延べ人数 182人）

3. 民間事業者・NPO等からの人的支援 (1) 民間事業者・NPO等からの支援業務別推移

図表 8-1-6 で 4 月 15 日から平成 29 年 3 月 31 日までの民間事業者やNPO等による業務別人的派遣の推移を示している。

最も多い支援は、応急給水・応急復旧の支援で、熊本市管工事協同組合や全国管工事業協同組合連合会などによって 4 月 15 日から 5 月 31 日まで続けられ、4 月 28 日には 1 日あたり 407 人、5 月 6 日には 392 人に上る支援を受けた。

また、物資搬送の支援では、本震のあった 4 月 16 日から 4 月 26 日まで消防団によって行われており、災害ごみ収集においても、福岡市の廃棄物処理業者や全国清掃事業者連合によって 4 月 24 日から 5 月 22 日まで支援が行われている。

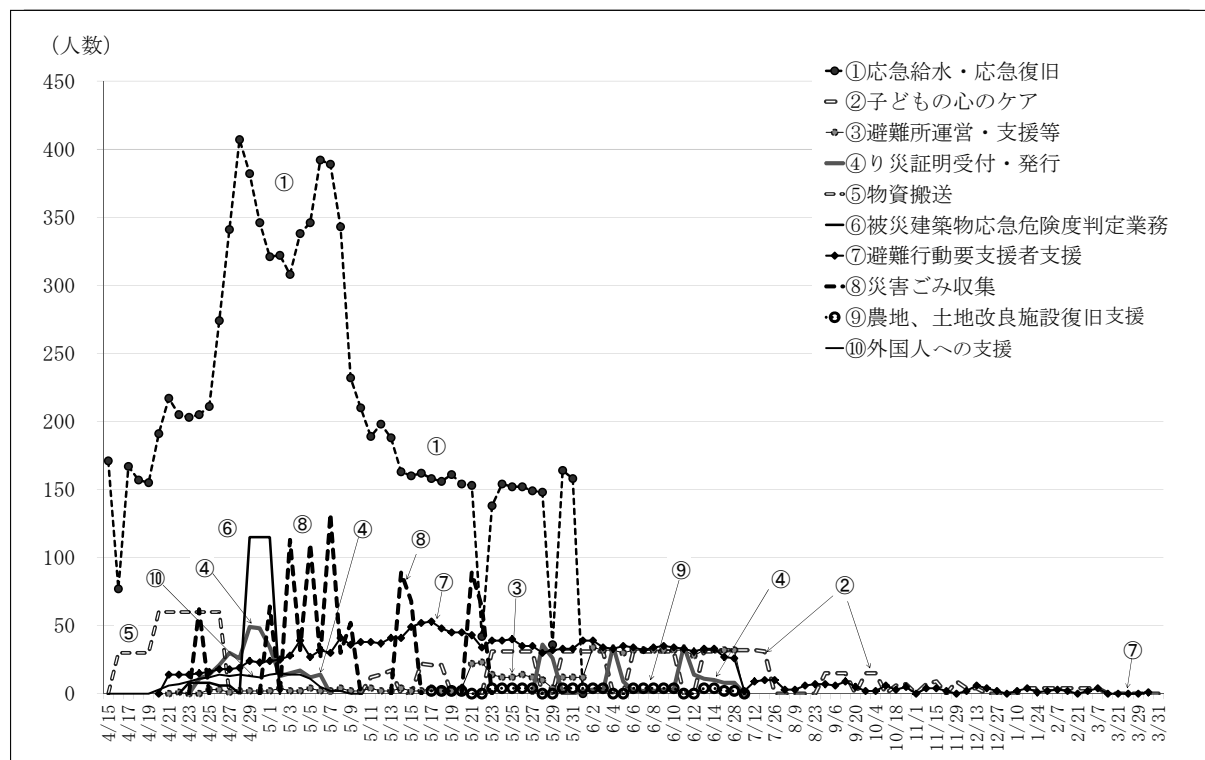
被災建築物応急危険度判定業務においては熊本県被災建築物応急危険度判定支援本部を通じて岐阜県や岡山県、山口県など 14 県の民

間業者による支援を 4 月 23 日から 5 月 1 日まで受けた。また、り災証明の発行業務支援においても熊本県行政書士会、自治労県本部によって 4 月 24 日から 7 月 2 日まで支援が行われた。

そのほか 4 月 21 日からはNPO法人日本相談支援専門員協会や社会福祉団体等によって避難者行動要支援者支援（障がい者を対象に被災者の安否確認や情報提供、必要な福祉サービスにつなげることを目的とした戸別訪問等の実施）が開始され、被災障がい者の困りごと対応は平成 28 年度中続けられた。

また、地震後の子どもたちの心のケアのために日本学校心理士会、日本臨床心理士会により 5 月 11 日から支援が実施され、5 月下旬から 7 月下旬まで 1 日あたり 30 人を超える支援が行われ、その後も平成 29 年 3 月 10 日まで継続されている。さらに、5 月 21 日から 7 月 2 日まで自治労本部、県職連合、日教組等による避難所運営支援が行われた。

図表 8-1-6 民間・NPO等による業務別人的支援の推移



※平成 28 年 6 月 14 日以降は 1 週間ごとのデータで作成。

（２）民間事業者・ＮＰＯ等からの主な支援業務内容

民間事業者およびＮＰＯ等による主な支援業務内容については以下の通りである。なお、詳細は図表 8-1-7 で示している。

（ア）応急給水、応急復旧

熊本地震によって本市の水道施設は大きな損傷を受け、全市域において水道水の供給が停止となったため、熊本市管工事協同組合や全国管工事業協同組合連合会などによって応急給水や応急復旧の支援が 4 月 15 日から 5 月 31 日まで集中して行われ、延べ 10,045 人の支援を受けた。

（イ）子どもの心のケア

地震後の子どもたちの心のケアを行うため、日本学校心理士会や日本臨床心理士会より 5 月 11 日から平成 29 年 3 月 10 日まで、延べ 2,256 人の支援を受けた。

（ウ）避難所運営・支援等

区役所が開設した避難所の運営等の支援として、自治労本部、県職連合、日教組によって 5 月 21 日から 7 月 2 日まで延べ 1,061 人の支援を受けた。また、ＪＤＡ－ＤＡＴ（日本栄養士会災害支援チーム）による避難者への栄養・食生活支援および日本看護協会災害支援ナースによる健康管理についても 4 月 22 日から 6 月 1 日まで延べ 98 人の支援が行われた。

（エ）り災証明受付・発行

り災証明の受付・発行に関する業務に対し、熊本県行政書士会や自治労県本部によって 4 月 24 日から 7 月 2 日まで、延べ 761 人の支援を受けた。

（オ）物資搬送

発災直後 4 月 16 日から 26 日まで、消防団により物資等輸送の応援が行われ、延べ 540 人に支援を受けた。

（カ）被災建築物応急危険度判定

熊本県被災建築物応急危険度判定支援本部の調整を受け、被災建築物応急危険度判定業務に対し、岐阜県をはじめ 14 県の民間団体の支援を受け、4 月 23 日から 5 月 1 日まで延べ 381 人に支援を受けた。

（キ）避難行動要支援者支援

熊本県身体障がい者福祉センター等での避難者（障がい者）に対する支援が社会福祉法人等によって 4 月 21 日から 6 月 30 日まで、延べ 900 人の支援が行われた。

また避難行動要支援者（障がい者）を対象に、被災者の安否確認や情報提供、必要な福祉サービスにつなげることを目的とした戸別訪問等を日本相談支援専門員協会や社会福祉関係団体等より 4 月 22 日から 6 月 30 日まで、延べ 942 人の支援を受けるとともに、5 月 1 日から翌年 3 月 30 日まで熊本の障がい者団体、福祉団体等から被災障がい者の困りごと相談への対応で延べ 1,441 人の支援を受けた。

（ク）災害ごみ収集

災害ごみ収集に対して福岡市のごみ処理業者 27 社により、4 月 24 日、5 月 1 日において延べ 126 人の支援を受けた。また、全国清掃事業者連合により、災害ごみ回収、大型災害ごみ戸別訪問回収に対して 5 月 3 日から 22 日まで延べ 805 人の支援を受けた。

（ケ）農地・土地改良施設復旧

農地・土地改良施設復旧業務に対し土地改良事業団体連合会九州協議会によって 5 月 17 日から 7 月 1 日まで、延べ 108 人の支援が行われた。

（コ）外国人への支援

多文化共生マネージャー等の支援によって、国際交流会館に 4 月 20 日から災害多言語支援センターが設置され、多言語による外国人への災害情報等の提供や安否の確認等、延べ 191 人の支援が行われた。

図表 8-1-7 民間事業者・NPO等からの支援状況

(1) 応急給水、応急復旧

ア. 日本水道協会および厚生労働省を通じた要請やボランティア等

活動内容	派遣元	派遣期間	活動延べ人数
応急給水	第一環境株式会社	4月15日～5月13日	147人
	西日本高速道路株式会社 広島高速道路事務所	4月22日～5月1日	100人
	熊本市上下水道サービス公社	4月15日～5月8日	119人
	日本商工会議所青年部	4月20日～4月24日	31人
	熊本都市建設業協会	4月17日～4月21日	114人
	熊本市社会福祉協議会	4月27日～4月30日	40人
応急復旧	全国管工事業協同組合 連合会	4月20日～5月14日	3,380人
応急給水 応急復旧	熊本市管工事協同組合	4月15日～5月31日	6,114人

(2) 子どもの心のケア

ア. 学校心理士会からの支援

派遣期間	5月11日～5月13日
派遣元	日本学校心理士会
活動内容	震災後の子どもたちの心のケア
活動延べ人数	43人

イ. 文部科学省を通じた要請

派遣期間	5月16日～平成29年3月10日
派遣元	日本臨床心理士会
活動内容	震災後の子どもたちの心のケア
活動延べ人数	2,213人

(3) 避難所運営・支援等

ア. 総務局総務課および人事課からの要請

活動内容	派遣元	派遣期間	活動延べ人数
区役所が開設する 避難所の運営等	自治労本部	5月21日～7月2日	347人
	県職連合	5月23日～6月2日	18人
	日教組	6月2日～6月30日	696人

イ. 日本栄養士会、日本看護協会による支援

活動内容	派遣元	派遣期間	活動延べ人数
避難所避難者への 栄養食生活支援	JDA-DAT（日本 栄養士会災害支援チー ム）	4月22日～4月28日	10人
避難所避難者への 健康管理	日本看護協会災害支援 ナース	4月29日～6月1日	88人

(4) り災証明受付・発行

ア. 大規模災害時における被災者支援協力に関する協定に基づく支援

活動内容	派遣元	派遣期間	活動延べ人数
各区におけるり災 証明発行業務	熊本県行政書士会	4月24日～5月6日、6月 1日～6月20日（6月は北 区のみ）	309人

イ. 総務局総務課および人事課からの要請

活動内容	派遣元	派遣期間	活動延べ人数
り災証明関連業務	自治労県本部	4月29日～7月2日	452人

(5) 物資搬送

ア. 総務局総務課からの要請

活動内容	派遣元	派遣期間	活動延べ人数
物資等輸送の応援	消防団	4月16日～4月26日	540人

(6) 被災建築物応急危険度判定

ア. 熊本県被災建築物応急危険度判定支援本部を通じての要請

派遣期間	4月23日～5月1日
派遣元	岐阜県（民間）、北海道（民間）、三重県（民間）、奈良県（民間）、滋賀県（民間）、福井県（民間）、鳥取県（民間）、岡山県（民間）、広島県（民間）、山口県（民間）、徳島県（民間）、香川県（民間）、愛媛県（民間）、高知県（民間）

活動内容	被災建築物応急危険度判定業務
活動延べ人数	381 人

（７）避難行動要支援者支援

ア．ふくし生協、社会福祉法人石巻祥心会（岩手県石巻市）による支援

活動内容	派遣元	派遣期間	活動延べ人数
熊本県身体障がい者福祉センター等での避難者（障がい者）に対する支援	ふくし生協	4 月 21 日～6 月 30 日	765 人
	社会福祉法人石巻祥心会	4 月 29 日～5 月 31 日	135 人

イ．NPO法人日本相談支援専門員協会による支援

派遣期間	4 月 22 日～6 月 30 日
派遣元	NPO法人日本相談支援専門員協会および全国各地の社会福祉法人等職員（相談支援専門員）
活動内容	避難行動要支援者（障がい者）を対象に、被災者の安否確認や情報提供、必要な福祉サービスにつなげることを目的とした戸別訪問等の実施
活動延べ人数	318 人

ウ．日本障害フォーラム（JDF）による支援

派遣期間	5 月 9 日～6 月 30 日
派遣元	全国レベルの障がい者団体および関係団体など
活動内容	避難行動要支援者（障がい者）を対象に、被災者の安否確認や情報提供、必要な福祉サービスにつなげることを目的とした戸別訪問等の実施
活動延べ人数	624 人

エ．被災地障害者センターくまもと（JDF現地本部）による支援

派遣期間	平成 28 年 5 月 1 日～平成 29 年 3 月 30 日
派遣元	熊本の様々な障がい者団体および福祉団体など
活動内容	被災障がい者（身体、知的、精神など）の様々な困りごとへの対応
活動延べ人数	1,441 人

（８）災害ごみ収集

ア、福岡市民間業者 27 社（ごみ処理業者）による支援

派遣期間	4 月 24 日、5 月 1 日
派遣元	(有)東和工業、(株)香住産業、西日本公栄産業(株)、(有)森山商会、(有)上野組、(有)大楠組、(株)石橋商会、福岡環境整備(株)、(有)岩本商会、(株)かわなべ、(有)山広商会、(株)エフ・ケイ・ケイ、(有)森山環境サポート、(株)林商会、(有)広栄商会、(有)メンテナンス博多、(株)福岡興発、(有)昭和産業、福岡クリーン産業(株)、(有)福博清掃、(株)昭南開発、(有)博東産業、(有)七福商会、(株)エイコー、(有)福岡ダストサービス、(株)協和産業、(公財)ふくおか環境財団
活動内容	災害ごみ収集
活動延べ人数	126 人

イ、全国清掃事業者連合による支援

活動内容	派遣元	派遣期間	活動延べ人数
災害ごみの回収および大型災害ごみ戸別訪問回収	全国清掃事業者連合 福岡応援隊	5 月 3 日～5 月 9 日	303 人
		5 月 14 日、15 日	157 人
		5 月 21 日、22 日	153 人
	全国清掃事業者連合 広島・山口・鳥取・香川各応援隊	5 月 3 日～5 月 9 日	192 人

（９）農地・土地改良施設復旧

ア、土地改良事業団体連合会九州協議会による支援

活動内容	派遣元	派遣期間	活動延べ人数
現地詳細調査および査定設計書作成	土地改良事業団体連合会九州協議会	5 月 17 日～7 月 1 日	108 人

（１０）外国人への支援

ア、九州地区地域国際化協会連絡協議会における災害協定に基づくもの

活動内容	派遣元	派遣期間	活動延べ人数
災害多言語支援センター設置による外国人への災害情報提供等の支援	九州地区地域国際化協会連絡協議会	4 月 20 日～ 5 月 5 日	74 人
	多文化共生マネージャー全国協議会	4 月 20 日～ 5 月 8 日	117 人

第2節 物的支援

1. 協定による支援物資

(1) 他自治体との協定

地震、風水害等により被災した自治体が、独自では十分な応急措置が実施できない場合に、その要請にこたえ、協定を結んだ自治体は友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災自治体の応急対策および復旧対策を円滑に

行うものとされている。支援物資の提供と救助、応急復旧にかかわる職員の派遣が主な支援となっている。熊本地震以前、本市では他自治体と10の協定を結んでおり、継続中である（平成29年3月31日時点）。

図表8-2-1に、協定名と協定自治体、支援物資の主な内容、締結日を記した。

図表8-2-1 他自治体との物資支援にかかわる協定（締結日順）

	協定名	協定自治体	支援物資の主な内容	締結日
1	九州九都市災害時相互応援に関する協定	北九州市、福岡市、佐賀市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市	(1)食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供。	H7. 12. 28
2	熊本市及び尼崎市災害時相互応援に関する協定	尼崎市	(2)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供。	H8. 8. 1
3	九州九都市水道局災害時相互応援に関する覚書	北九州市、福岡市、佐賀市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市	(3)救援及び救助活動に必要な車両等の提供。	H9. 4. 1
4	熊本市及び福井市災害時相互応援協定	福井市	※九州九都市水道局災害時相互応援に関する覚書については、	H9. 11. 21
5	熊本県市町村災害時相互応援に関する協定	熊本県市長会、熊本県町村会	(1)飲料水の供給。	H15. 7. 23
6	熊本県都市災害時相互応援に関する協定	八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、天草市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市	(2)施設の応急復旧等に必要な資機材の提供。	H20. 4. 23
7	21 大都市災害相互応援協定	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市	(3)その他の事項及び渇水等による相互応援。	H24. 4. 1
8	島原市及び熊本市災害時相互応援協定	島原市		H24. 7. 3

9	災害時相互応援協定	松山市		H24. 11. 27
10	災害時における医療機関相互応援に関する協定	福岡市民病院、佐賀県医療センター好生館、長崎市立市民病院、熊本市市民病院、大分県立病院、宮崎県立宮崎病院、鹿児島市立病院、沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	医療機器、医薬品類、食料 その他応急物資の支援。	H25. 4. 26

(2) 民間企業との協定

地震、風水害等の災害が発生、又はそのおそれがある場合、支援物資を迅速かつ円滑に供給するため、本市が応急活動の協力を要請した場合、協定を結んだ民間企業は社会貢献の一環として、当該応急活動の実施に努める

ものとされている。熊本地震以前に20の協定が結ばれており、熊本地震以後、4つの協定が新たに結ばれた（平成29年3月31日時点）。

図表 8-2-2 に、協定名と協定企業、支援物資の主な内容、締結日を記した。

図表8-2-2 民間企業との物資支援にかかわる協定（締結日順）

	協定名	協定企業	支援物資の内容	締結日
1	災害時応急活動に関する協定	コカ・コーラウエスト(株)	災害対応型自動販売機の機 内在庫の飲料水が無償で提 供。	H20. 3. 24
2		サントリービバレッジサー ビス(株)		
3		熊本ヤクルト(株)		
4		N P O 法人コメリ災害対策 センター	災害時における物資の供給 {物品の種類：作業関係（ブ ルーシート、スコップ等）、 日用品（毛布、タオル等）、 水関係（飲料水、水缶）、冷 暖房機器（大型石油ストー ブ等）、電気用品（投光機、 懐中電灯等）トイレ関係(救 急ミニトイレ) 等}。	H20. 6. 5
5		(株)ホームセンターサンコー		H20. 10. 9
6		(株)ホームセンターフタバ		
7		イオン九州(株)		
8		(株)ホームインプルーブメン トひろせ		
9		(株)ナフコ		
10		(株)ミスターマックス		
11	災害等供給物資に関する協定	(株)鶴屋百貨店	災害時における物資の供給 (物品の種類：食料品、衣料 寝具、日用品雑貨、その他)。	H22. 5. 24
12		(株)イズミ		
13		イオンストア九州(株)		
14		(株)マルショク		
15	災害時における生活用水等の供給及び平常時における防災活動への協力に関する協定	公益財団法人熊本YMCA	(1)生活用水。(2)被災者の救援・救助に伴う施設・備品の提供。(3)ボランティアコーディネート・ボランティア活動等の支援。	H24. 6. 1

16	災害時における物資の供給に関する協定	(株)ローソン	災害時における物資の供給（物品の種類：食料品、衣料、日用品雑貨）。	H24. 11. 21
17		(株)プロミクロス	災害時における物資の供給（物品の種類：動物救援活動の早期安定に必要とするもの）。	H25. 5. 31
18		熊本県畜産農業協同組合連合会		
19	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	(株)ゼンリン	地図製品等の供給及び利用等。	H26. 7. 17
20	災害等供給物資に関する協定	合同会社西友	災害時における物資の供給（物品の種類：食料品、衣料、日用品雑貨）。	H27. 12. 1
21	災害時における畳の提供に関する協定	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会	避難所等への畳の提供。	H28. 10. 28
22	災害時における物資の供給等に関する協定	マックスバリュ九州(株)、(株)メガスポーツ、イオンタウン(株)	(1)災害時における物資の供給（物品の種類：食料品、衣料寝具、日用品雑貨）。 (2)被災者支援①施設を避難場所として被災者に提供。②施設において、被災者に対し、水道水、トイレ等を提供。③施設において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知りえた災害情報を提供。	H28. 11. 1
23		ユニ・チャーム(株)	災害時における物資の供給（物品の種類：子供用紙おむつ、大人用紙おむつ、生理用品、ウェットティッシュ、マスク等の衛生用品、ペットフード、ペット用品）。	
24	災害時における物資の輸送及び物流拠点の運営に関する協定	佐川急便(株)南九州支店	(1)市が管理する施設及び市が指定した物流拠点等から避難所等への物資の配送。 (2)市が指定した物流拠点の運営。(3)市が管理する施設及び物流拠点の運営に必要な資機材の提供。(4)物流業務におけるアドバイザーの派遣。	H29. 3. 22

2. 国・自治体・民間企業等からの物的支援

(1) 国からの支援

今回の熊本地震では、被災自治体の要請を待たずに国が不可欠と思われる物資を調達し、避難所へ直接搬送する「プッシュ型支援」が

全国で初めて実施された。被災区域全体で、4月16日から5月6日の期間で合計約263万食の支援物資が供給された。本市にも多数の支援物資が送られた（図表8-2-3）。

図表8-2-3 国からの支援物資の例

内閣府	水 864 箱、毛布 11,520 枚、おにぎり 36,400 個、パン 495 箱、トイレットペーパー19,900 ロール、紙おむつ（大人）322 枚×29 箱、（乳児）102 枚×66 箱、簡易トイレ 870 個、その他おかゆ、パックご飯、カップ麺、ゼリー、栄養補助食品、缶詰など多数
法務省	水（多数）
農林水産省	おにぎり約 7,000 個（4/16）、バナナ 1,000 箱以上、トマト 412 箱他
九州地方整備局	ブルーシート 100 枚

(2) 他自治体からの支援

今回の熊本地震では、他自治体から多くの支援物資が寄せられた。災害協定に基づく支援として、21大都市災害相互応援協定が適用され、東京都を含む全国の政令指定都市から

支援物資が送られた。また、市町村間の相互支援協定を結ぶ福井市、尼崎市、松山市からも支援物資を受けた（図表8-2-4）。その他、全国の自治体からも多くの支援物資を受けた（図表8-2-5）。

図表8-2-4 災害協定に基づく他自治体からの支援物資の例

札幌市・仙台市・さいたま市・千葉市・東京都・横浜市・川崎市・相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・名古屋市・京都市・大阪市・堺市・神戸市・岡山市・広島市・北九州市・福岡市	毛布 46,282 枚、粉ミルク 35,106 個、紙おむつ 191,175 枚、トイレットペーパー104,601 ロール、生理用品 172,152 個、ブルーシート 9,040 枚、ゴミ袋 110,000 枚、ウェットティッシュ 103,900 個、タオル 28,500 枚、アルファ米 332,500 食、ビスケット類 298,610 食、おかゆ 3,850 食、保存パン類 110,112 食、水 826,512 本、哺乳ビン 2,700 個、ティッシュペーパー21,000 個、簡易トイレ 1,609 個、排便収納袋 637,800 袋、便凝固剤 117,000 個、手廻しラジオライト 200 個、カセットコンロ 300 台、カセットボンベ 900 個、一般家庭用薬品、消毒液、トイレ掃除用具等
福井市（越前市も共同支援）、 尼崎市、松山市	ビスケット 17,000 食、水 2ℓ×6 本 508 ケース、毛布 2,980 枚、その他アルファ米、水、毛布、ミルク、紙おむつ、生理用品多数

図表 8-2-5 その他自治体からの支援物資の代表的事例

都道府県	【北海道】水、おむつ、トイレットペーパー、排便収納袋他、【青森県】水 20×6 本×800 箱、【新潟県】水 16,000 本、アルファ米 20,000 食、ブルーシート、ごみ袋、【茨城県】食料品 20 箱、水 60 箱、毛布 15 箱、アルファ米 40 食、プチバスケット 840 個、【長野県】レトルトカレー、水 5 t、【福井県】アルファ米 4,000 食×80 箱、ブルーシート 1,000 枚、【滋賀県】アルファ米、【大阪府】毛布 652 箱、アルファ米、【兵庫県】アルファ米 20,000 食、【鳥取県】アルファ米 20,000 食、水 9,192 本、【徳島県】アレルギーご飯、乾パン、粉ミルク、【山口県】毛布、防災シート、タオルケット、【福岡県】発電機、ボンベ、パン 936 箱、毛布 247 箱、簡易トイレ 6 箱、【熊本県】お茶 600 箱、ジュース 200 箱、アルコール 5 箱、濃厚流動食 10 箱、パン、クッキー、水他
全国市長会（九州市長会）	水 82,358 本
東京都（特別 23 区）	アルファ米 122,100 食、おかゆ 23,144 食、クラッカー 71,090 食、汁物 4,840 食、水 138,742 本、毛布 11,280 枚、紙おむつ 52,593 枚、生理用品 83,594 個、トイレットペーパー 28,048 ロール、ティッシュペーパー 7,600 個、お尻拭き 6,360 枚、ウェットティッシュ 26,174 個、ポータブルトイレ 43,060 袋、タオル 17,000 枚、ごみ袋 9,080 枚、ブルーシート 9,390 枚、粉ミルク 13,498 個、離乳食 1,150 食、紙コップ 8,600 個、紙皿 9,400 枚、箸 8,450 膳、石鹸 3,420 個、アルコール消毒 2,310 本、乾電池 1,060 本、Tシャツ 1,500 枚、レインコート 360 枚、給水袋 28,535 枚
福岡県	【飯塚市】水 12 箱、【糸島市】水 795 箱、【うきは市】水、お茶、【小郡市】カップ麺、水、生理用品、トイレットペーパー、【久留米市】アルファ米 20,000 食、パン缶 2,000 食、ビスケット類 1,680 個、【田川市】水、おむつ、お尻拭き、【筑後市】ジュース 70 箱、【直方市】水 1,858 本、カップ麺 408 個、おむつ 4,293 枚、【みやこ町】水 2,000 本他【大牟田市】ダンボール多数
佐賀県	【佐賀市】水 1,216 本、【鳥栖市】おにぎり、パン、カップ麺、【武雄市】アルファ米、飲料水、カップ麺、紙おむつ、生理用品多数
長崎県	【長崎市】おむつ等 16 パレット、【雲仙市】水パレット 5 枚、毛布 20 箱×193 ケース、【島原市】水 200×50 本、500ml×5,000 本他、【大村市】水 900 本、アルファ米 600 食、クラッカー 800 個、味噌汁 600 食、【対馬市】水 50 箱【西海市】水 150 箱
熊本県	【天草市】みかん 57 箱、【山鹿市】水 2.5 t、除菌スプレー
宮崎県	【宮崎市】水、【都城市】マスク、ティッシュ、【日向市】カップ麺、紙コップ、タオル、歯磨粉、【えびの市】水 23 パレット
鹿児島県	【姶良市】ブルーシート 700 枚、【日置市】水、ひじきご飯、【枕崎市】水 1,060 ケース、【南九州市】お茶 120 箱、水 70 箱

（３）民間企業・各種団体からの支援

全国の食品や飲料関連の大手企業をはじめ、多種多様の業界団体やＮＰＯ法人などから非常に多くの食料、飲料、生活必需品などの支援物資が寄せられた。また、一例として自動車関連企業からは電気自動車等の無償貸与、

医療関連団体からは医薬品や口腔衛生、心のケアに関わる物資が支援された。あわせて、通信関係団体からは通信に関わる機器の提供など、多種多様な業界団体からの支援によって、食料品・飲料品のほか災害対応に必要な物資が提供された（図表 8-2-6）。

図表8-2-6 各種団体、民間団体等からの物資支援の例

国立病院機構福岡病院、県・市歯科医師会などの医療関係団体・個人 53 件	離乳食 5,038 食、非常食、補水液 10,008 本、家庭用常備薬品、歯ブラシ・義歯関係、マスク、弾性ストッキング、介護ベッド、災害時のこころのケア本 600 冊、薬品関係、石鹸等、車椅子 100 台
立川・前橋・岸和田・武雄・四日市・高知競輪場などの競輪関係団体・個人 16 件	水、アルファ米、乾パン、カップ麺、生理用品、紙おむつ、Ｔシャツ、タオル、紙袋
仙台消防局、東京消防庁などの消防関係団体・個人 40 件	食料品、飲料水、栄養ドリンク、生活用品、消防用ホース、防災備蓄セット
通信関係団体 9 社	「くまもとＲねっと」構築・提供、Wi-Fi ルーター、USB 貸与、ノートパソコン
日特建設株式会社などの道路関係団体・個人 15 件	ブルーシート、オレンジパッチ（アスファルト補修）、マイルドパッチ（常温アスファルト）、土のう、Ｍコール（常温道路舗装補修材）、ＳＲＫシールＣ（常温ひび割れ補修材）
(株)日産、(株)ホンダカーズ熊本、(株)ニッポンレンタカー	電気自動車 55 台、軽トラック 9 台、小型乗用車 5 台（無償貸与）

（４）個人からの支援

全国各地から個人による支援物資が送られ、これらの物資は避難所にも届けられた。しかし多様な品目が個別に送付されてきたために、受入れの際には仕分けを行う手間がかかり、受入側の人員不足も含めて、これらの集配作業に困難が伴った。この問題は、東日本大震災（仙台市）の際にも起きており、今後、個人の支援物資をどのように被災地で集配していくかは大きな課題といえる。

3. その他の物的支援

（１）外国人の支援

国際交流会館等では、外国人避難者が確認された。これらの避難者には全国の地域国際化協会、外国人コミュニティや支援団体が物資の支援を行った。また、宗教上の理由によ

ってハラール食（イスラム教徒に許されている食材）しか食せない避難者に対して、イスラミックセンターなどがハラール食の提供を行った。

（２）その他の支援

発災直後から、市動物愛護センターには被災した飼い主から物資支援の要望が多数寄せられた。要望に答えられるだけの物資の備蓄はなかったが、全国から多くの支援物資が寄せられたため配布を行うことができた。

避難所ではケージやフード等のペット用品を配布し、動物が苦手な方や動物アレルギーの方とも共同生活が送れるように支援した。災害時におけるペットの取扱いや飼い主の日頃の備えについては、検討課題といえる。

第3節 災害協定

1. 国・自治体との災害協定

(1) 国との協定（国土交通省）

国土交通省九州整備局長と熊本市長は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第77条に関して、国土交通省所管施設に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、被害の拡大を防ぎ、二次災害を防止することを目的として協定を締結している。

国土交通省からの応援内容は、主に(1)所管施設の被害状況の把握、(2)情報連絡網の構築、(3)現地情報連絡員（リエゾン）の派遣、(4)災害応急措置、(5)その他必要と認められる事項となっている。

経費は、災害初動時（原則として、九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間）、上記(1)(2)(3)の応援を行う場合は、九州地方整備局の経費の負担となる。また、(4)(5)の場合も、1.大規模な災害と認められる場合、2.国道交通本省が非常災害対策本部、若しくは緊急災害対策本部、又は非常体制を発令している場合、3.被害拡大又は二次災害防止のための必要最低限の緊急応対である場合、4.広域被害等で本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、又は関係者間で連絡に障害がある場合、応急措置又は災害復旧の事業主体、分担等が決定されるまでの期間の全てに該当する場合も負担となる。

(2) 他自治体との協定

地震、風水害等により被災した自治体が、独自では十分な応急措置が実施できない場合に、その要請にこたえ、協定を結んだ自治体は友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災自治体の応急対策および復旧対策を円滑に行うものとされている。主な支援内容は、(1)食料、飲料水、生活必需品、並びにその供給に必要な資機材の提供、(2)被災者の救援・

救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材および物資の提供、(3)救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供、(4)救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣、(5)その他、特に被災市町村から要請があった事項となっている。

経費は、上記(1)、(2)に規定する物資および資機材の購入費、および輸送費、(3)に規定する車両等の借上料、燃料費、輸送費、および破損や故障が生じた場合の修理費は、被災自治体の負担として、その他は応援市町村が負担する。また、(4)に関しては、1.応援職員への旅費、諸手当は応援市町村の職員について適用される条令等の規定に基づき算出される範囲内の額を応援要請市町村が負担する。2.応援職員が応援業務により負傷、疾病、障害状態、死亡した場合は、公務災害補償経費は、応援自治体が負担する。3.応援職員が応援業務上で第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務中に生じたものについては応援要請市町村が、応援要請自治体への往復の途中については、応援市町村が負担となる。その他、応援業務に要する経費負担については、応援要請市町村と応援市町村が協議して定めることとなっている。

応援職員は、応援市町村名を表示する腕章等の標識をつけてその身分を明らかにし、災害状況に応じて、必要な被服、当座の食料は携行するものとする。

本市は、平成29年3月31日までに、他自治体と10の協定を結んでいる。

図表8-3-1に協定名、協定省庁・自治体、主な応援内容、締結日を記した。なお、平成8年3月31日に締結された「九州九都市水道局災害時相互応援に関する覚書」は、平成7年12月28日に締結された「九州九都市災害時相互応援に関する協定」に基づき、飲料水の供給、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供、その他の事項および渇水等による

相互応援について締結されたものである。

図表8-3-1 国・自治体との物資および人的支援にかかわる協定一覧（締結日順）

No.	協定名（国）	協定省庁	主な応援内容	締結日
1	熊本市における大規模災害時の応援に関する協定	国土交通省	(1) 所管施設の被害状況の把握。(2) 情報連絡網の構築。(3) 現地情報連絡員（リエゾン）の派遣。(4) 災害応急措置。(5) その他必要を認められる事項。	H23. 8. 8
No.	協定名（自治体）	協定自治体	主な応援内容	締結日
1	九州九都市災害時相互応援に関する協定	北九州市、福岡市、佐賀市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市	(1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供。	H7. 12. 28
2	熊本市及び尼崎市災害時相互応援に関する協定	尼崎市	(2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供。	H8. 8. 1
3	九州九都市水道局災害時相互応援に関する覚書	北九州市、福岡市、佐賀市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市	(3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供。 (4) 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣。	H9. 3. 31
4	熊本市及び福井市災害時相互応援協定	福井市	(5) その他、特に被災市町村から要請があった事項。	H9. 11. 21
5	熊本県市町村災害時相互応援に関する協定	熊本県市長会、熊本県町村会	※九州九都市水道局災害時相互応援に関する覚書については、 (1) 飲料水の供給。 (2) 施設の応急復旧等に必要な資機材の提供。 (3) その他の事項及び渇水等による相互応援。	H15. 7. 23
6	熊本県都市災害時相互応援に関する協定	八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、天草市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市		H20. 4. 23
7	21 大都市災害相互応援協定	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市		H24. 4. 1
8	島原市及び熊本市災害時相互応援協定	島原市		H24. 7. 3
9	災害時相互応援協定	松山市		H24. 11. 27

10	災害時における医療機関相互応援に関する協定	福岡市民病院、佐賀県医療センター好生館、長崎市民病院、熊本市市民病院、大分県立病院、宮崎県立宮崎病院、鹿児島市立病院、沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	(1)医療機器、医薬品類、食料その他応急物資の支援。 (2)医師、看護師等医療関係業務従事者の派遣。 (3)前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項。	H25. 4. 26
----	-----------------------	---	--	------------

2. 民間企業・団体等との協定

地震、風水害等の災害が発生、又はそのおそれがある場合、災害に対する応急復旧活動の協力、避難所の設置、支援物資の供給・運搬、情報活動の支援、その他諸々の災害対応業務を遂行するため、本市が協力要請をした

場合、民間企業、又は団体等は社会貢献として、その応援活動に努めるものとされている。熊本地震以前に66の協定が結ばれ、熊本地震以後、11協定が新たに結ばれた（平成29年3月31日時点）。図表8-3-2に、協定名、協定企業・団体名、主な応援内容、締結日を記した。

図表8-3-2 民間企業・団体等との災害協定一覧（締結日順）

No.	協定名	協定企業・団体名	主な応援内容	締結日
1	災害時における熊本市内郵便局、熊本市間の相互協力に関する覚書	熊本市内郵便局	(1)施設及び用地を避難場所、物資集積場所として使用。(2)被災市民の避難先及び被災状況に関する情報の提供。(3)市が開設する避難場所等に臨時郵便差出箱を設置。(4)市が実施する応急対策への協力（運搬に供する物品、応急手当）。	H10. 4. 28
2	災害時における株式会社テレビ熊本と熊本市の協力に関する覚書	(株)テレビ熊本	(1)「イベントホール・TKUぷらざ」敷地と建物を地域住民のための一時避難地として提供。(2)避難してきた地域住民に関する市への情報提供。(3)避難用地等を支援物資の集積場所等の応急活動の拠点として提供。	H10. 9. 28
3	アマチュア無線による災害時応援協定	社団法人日本アマチュア無線連盟熊本県支部	災害時における情報収集伝達の協力。	H12. 5. 17
4	災害時における葬祭業務の提供に関する協定	熊本県葬祭事業協同組合	災害時における葬祭業務の提供。	H14. 5. 14
5	災害時における遺体搬送及び葬祭業務の提供に関する協定	全国霊柩自動車協会熊本県支部	災害時における遺体搬送及び葬祭業務の提供。	

6	災害時における葬祭業務の提供に関する協定	全日本冠婚葬祭互助協会	災害時における葬祭業務の提供。	
7	災害時における簡易トイレ等の供給協力に関する協定	(株)レンタルのニッケン	災害時における簡易トイレ等の供給協力（簡易トイレ、発電機、テント、冷暖房機その他）。	H17. 5. 11
8	災害時応急活動に関する協定	一般社団法人熊本市造園建設業協会	(1)市が緊急に行う必要があると認め、指示する応急措置。(2)重機、資機材及び労力の供給又は待機。(3)風倒木の処理及び養生等の業務。(4)その他市が緊急に指示する予防措置や事後措置。	H18. 10. 18
9	災害時応急活動に関する協定	一般社団法人熊本県電設業協会	(1)市が緊急に行う必要があると認め、指示する応急措置。(2)重機、資機材及び労力の供給又は待機。(3)市が指示する電気設備の復旧。(4)非常用発電機の提供。(5)その他市が指示する応急活動。	H19. 11. 8
10	災害時応急活動に関する協定	熊本市管工事協同組合	(1)住民の一時避難場所等における上下水道の確保のための応急復旧活動。(2)その他市が指示する応急活動。	
11	災害時応急活動に関する協定	熊本県石油商業組合熊本支部	(1)災害時における帰宅困難者の支援。①市域内の給油所を帰宅困難者等の一時休憩所として利用させ、水道水及びトイレを提供する。②帰宅困難者等に対し災害情報及び道路情報を提供する。(2)緊急車両への優先給油。(3)一時避難場所等への燃料（暖房器具、非常用発電装置等のための燃料）供給活動。	H20. 2. 14
12	災害時応急活動に関する協定	コカ・コーラウエスト(株)	災害対応型自動販売機の機内在庫の飲料水を無償で提供。	H20. 3. 24
13	災害時応急活動に関する協定	サントリービバレッジサービス(株)		
14	災害時応急活動に関する協定	熊本ヤクルト(株)		
15	災害時応急活動に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における物資の供給（物品の種類：作業関係（ブルーシート、スコップ等）、日用品（毛布、タオル等）、水関係（飲料水、水缶）、	H20. 6. 5
16	災害時応急活動に関する協定	(株)ホームセンターサンコー		H20. 10. 9

17	災害時応急活動に関する協定	(株)ホームセンターフタバ	冷暖房機器（大型石油ストーブ等）、電気用品（投光機、懐中電灯等）、トイレ関係（救急ミニトイレ等）。	
18	災害時応急活動に関する協定	イオン九州(株)		
19	災害時応急活動に関する協定	(株)ホームインプル ーブメントひろせ		
20	災害時応急活動に関する協定	(株)ナフコ		
21	災害時応急活動に関する協定	(株)ミスターマックス		
22	災害等緊急放送に関する協定	(株)熊本シティエフ エム	災害緊急放送の実施。	H21. 4. 1
23	災害時応急活動に関する協定	社団法人熊本県産 業廃棄物協会	災害の発生時における災害廃棄物の処理等。	H21. 5. 8
24	災害時応急活動に関する協定	熊本市一般廃棄物 処理業協同組合		
25	災害時応急活動に関する協定	熊本県電気工事業 工業組合	(1)市が緊急に行う必要があると認め、指示する応急措置。(2)重機、資機材及び労力の供給又は待機。(3)市が指示する電気設備の復旧。(4)非常用発電機提供。(5)その他市が指示する応急活動。	H21. 12. 18
26	災害等供給物資に関する協定	(株)鶴屋百貨店	災害時における物資の供給（食料品、衣料寝具、日用品雑貨、その他）。	H22. 5. 24
27	災害等供給物資に関する協定	(株)イズミ		
28	災害等供給物資に関する協定	イオンストア九州 (株)※(株)ダイエーより継承		
29	災害等供給物資に関する協定	(株)マルショク		
30	災害時応急活動に関する協定	熊本県解体業協会	(1)市が緊急に行う必要があると認め、指示する応急措置。(2)重機、資機材及び労力の供給又は待機。(3)災害廃棄物の収集・運搬、処理、処分その他災害廃棄物の処理。(4)その他市が緊急に指示する予防措置や事後措置。	H22. 6. 28
31	大規模災害時における登記・境界に関する相談業務の実施に関する協定	熊本県土地家屋調 査士会	大規模災害時における建物損壊、土地境界標の滅失等に係る登記・境界に関する相談業務。	H22. 10. 19

32	大規模災害時における支援活動・応急対策に関する協定	熊本県地質調査業協会	(1) 公共土木施設等の被害情報の収集及び市に対する報告。(2) 公共土木施設等の応急対策及び災害復旧のための技術的助言、地質調査、解析等に対する提案。(3) 市が緊急に行う必要があると認め、指示する業務。	
33	大規模災害時における支援活動・応急対策に関する協定	社団法人熊本県測量設計・建設コンサルタンツ協会		
34	大規模災害時における支援活動・応急対策に関する協定	熊本県塗装防水仕上業協同組合	(1) 公共施設、避難場所及び一般住宅等における汚泥の洗浄。(2) 災害時に発生する一般廃棄物の指定場所への運搬。(3) 被災構造物の簡易点検及び応急修理。(4) その他、必要と認める業務。	
35	大規模災害時応急活動に関する協定	熊本県優良住宅協会	(1) 木造仮設住宅の建設。(2) その他市が指示する応急活動。	H23. 8. 16
36	大規模災害時応急活動に関する協定	熊本県景観整備施設業協会	(1) 市が管理する防球ネットや支柱及び遊具の撤去。(2) 一時避難所におけるテントの設営。(3) その他市が指示する応急活動。	
37	大規模災害発生時における物資等の緊急輸送に係る協定	公益社団法人熊本県トラック協会	(1) 災害救援に必要な生活必需品等の輸送業務。(2) 災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務。(3) 瓦礫の輸送など市が必要とする応急対策業務。(4) 物流専門家によるアドバイザー業務。	H24. 3. 23
38	災害時応急活動に関する協定	隊友会熊本県隊友会	(1) 災害関連情報の収集及び伝達。(2) 自主防災活動等への参加協力	
39	災害時応急活動に関する協定	日本防災士会熊本県支部	①消火、負傷者の救出・救助、応急手当及び搬送、②避難者の避難誘導及び災害時要援護者の介護、③避難所の開設及び運営、④給水、炊き出し、物資・資材の管理及び配分その他の救援活動。(3) その他、市が必要と認める応急活動。	
40	大規模災害等発生時の防疫活動に関する協定	熊本県ペストコントロール協会	大規模災害等発生時の感染症の予防及びまん延防止を図るための防疫活動。	
41	大規模災害等発生時の防疫活動に関する協定	熊本県害虫消毒協同組合		
42	災害時における生活用水等の供給及び平	公益財団法人熊本YMCA	(1) 生活用水。(2) 被災者の救援・救助に伴う施設・備品の提供。(3)	H24. 6. 1

	常時における防災活動への協力に関する協定		ボランティアコーディネート・ボランティア活動等の支援。	
43	大規模災害発生時における相互協力に関する協定	西日本高速道路(株)	(1) 西日本高速が管理する熊本市内に所在するサービスエリア・パーキングエリア等の施設の防災拠点としての活用。(2) 休憩施設等の緊急開口部を活用した緊急車両の通行。(3) 災害対策等に係る資機材及び物資の提供。(4) 災害情報等の共有。(5) 公共土木施設の土工部、橋梁部及びトンネル部等の大規模構造物の異常、変形及び損傷等の調査及び復旧に対する技術支援。(6) 相互の道路機能の共有。	H24. 10. 16
44	災害時における福祉避難所等の設置運営に関する協定	熊本市老人福祉施設協議会、熊本市社会福祉協議会	福祉避難所等の設置運営。	H24. 10. 17
45	災害時における物資の供給に関する協定	(株)ローソン	災害時における物資の供給（食料品、衣料、日用品雑貨）。	H24. 11. 21
46	災害時における災害救助犬の出動及び捜索活動に関する協定	九州救助犬協会	災害救助犬の出動及び捜索活動。	H24. 12. 3
47	災害時における福祉避難所等の設置運営に関する協定	熊本保健科学大学	福祉避難所の設置運営。	H25. 5. 17
48	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等に関する協定	熊本市災害し尿等対策協議会	(1) し尿汚泥等の収集運搬。(2) 移動式簡易トイレ等の設置及びその維持管理等。	H25. 5. 20
49	災害時の動物救援活動に関する協定書	社団法人熊本県獣医師会熊本市支部	(1) 市が設置する被災動物救援センターに収容された所有者不明動物の健康管理及び治療に関すること。(2) 市が開設する避難所の飼い主同伴動物の応急手当、健康管理及び健康相談に関すること。(3) 会員の保有する施設を動物救護病院とし、飼育困難な動物及び所有者不明動物の一時保護及び治療等に努めること。(4) 保護収容した所有者不明動物情報の被災動物救援センターへの提供に関すること。(5)	H25. 5. 31

			被災動物の健康相談及び飼育相談等動物救護活動に必要な措置に関すること。	
50	災害時における物資の供給に関する協定	(株)プロミクロス	災害時における物資の供給（動物救援活動の早期安定に必要なとするもの）。	H25. 5. 31
51	災害時における物資の供給に関する協定	熊本県畜産農業協同組合連合会		
52	災害発生時の被災者支援情報の放送に関する協定	(株)ジェイコム九州 ※(株)JCNくまもとより継承	災害発生時の被災者支援情報の放送。	H25. 8. 30
53	災害時における福祉避難所等の設置運営に関する協定	熊本県特定施設入居者生活介護事業者連絡協議会、熊本市社会福祉協議会	福祉避難所等の設置運営。	H25. 11. 6
54	災害時における外国人支援ネットワークに関する協定	九州地区地域国際化協会連絡協議会会員	(1)各会員は、ネットワークを通じて、大規模災害が発生した際のコーディネーター及び通訳者の派遣や翻訳による支援などを災害発生当該県の会員の要請に基づいて、各会員の状況に応じて可能な限り行う。(2)ネットワークは、大規模災害に備え、会員相互間で災害時対策及び平常時の防災対策に関する情報の共有を図る。	H25. 12. 13
55	災害時における福祉避難所等の設置運営に関する協定	社会福祉法人熊本県コロニー協会、熊本市社会福祉協議会	福祉避難所の設置運営。	H26. 1. 8
56	災害時における福祉避難所等の設置運営に関する協定	熊本県身体障害児者施設協議会、熊本市社会福祉協議会	福祉避難所及び緊急入所施設の設置運営。	H26. 3. 28
57	災害時における福祉避難所等の設置運営に関する協定	熊本県知的障がい者施設協議会、熊本市社会福祉協議会		
58	災害時における福祉避難所等の設置運営に関する協定	熊本県精神科協会、熊本市社会福祉協議会		
59	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	(株)ゼンリン	地図製品等の供給及び利用等。	H26. 7. 17

60	災害時における福祉避難所等の設置運営に関する協定	熊本県老人保健施設協会、熊本市社会福祉協議会	福祉避難所等の設置運営。	H26. 8. 6
61	大規模災害時の支援活動に関する協定	熊本県防災交通安全施設・橋梁補修業協会	(1) 市が管理する道路・橋梁における構造物及び付属物の被害情報の収集並びに市に対する報告。(2) 市が管理する道路・橋梁における構造物及び付属物の撤去等簡易な応急措置。(3) 市が緊急に行う必要があると認め、指示する応急措置。	H26. 11. 18
62	熊本市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	熊本市社会福祉協議会	災害時における熊本市災害ボランティアセンターの設置等。	H27. 3. 11
63	災害時応急活動に関する協定	一般社団法人熊本市建設業協会 ※法人化による協定変更	(1) 市が緊急に行う必要があると認め、指示する応急措置。(2) 重機、資機材及び労力の供給又は待機。(3) 市が指示する土のうの確保及び現場への運搬業務。	H27. 5. 18
64	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定	独立行政法人 住宅金融支援機構	(1) 住宅相談窓口開設。(2) 住宅ローン返済中の市民への支援。	H27. 6. 30
65	災害時応急活動に関する協定	一般社団法人熊本県道路舗装協会 ※法人化による協定変更	(1) 市が緊急に行う必要があると認め、指示する応急措置。(2) 重機、資機材及び労力の供給又は待機。(3) 市が指示する土のうの確保及び現場への運搬業務。	H27. 10. 1
66	災害等供給物資に関する協定	合同会社 西友	災害時における物資の供給（食料品、衣料、日用品雑貨）。	H27. 12. 1
67	災害時応急活動に関する協定	一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会九州支部	(1) 市が緊急に行う必要があると認め、指示する応急措置。(2) 重機、資機材及び労力の供給又は待機。	H28. 4. 15
68	大規模災害時の支援活動に関する協定	一般社団法人建設コンサルタンツ協会九州支部	(1) 公共土木施設等の被害情報の収集及び市に対する報告。(2) 公共土木施設等の応急対策及び災害復旧のための技術的助言、設計等に対する提案。(3) 市が緊急に行う必要があると認め、指示する業務。	
69	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	熊本県行政書士会	(1) 被災支援相談窓口の設置。(2) 市への会員の派遣。	H28. 4. 24

70	大規模災害時の支援活動に関する協定	一般社団法人熊本県建築士事務所協会	(1) 公共施設の応急対策及び災害復旧のための調査、技術的助言、設計等に対する提案。(2) 公共施設の災害復旧に関する測量及び設計業務。(3) 市が緊急に行う必要があると認め、指示する業務。	H28. 5. 16
71	大規模災害時の支援活動に関する協定	一般社団法人熊本県設備設計事務所協会		
72	災害時における畳の提供に関する協定	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会	避難所等への畳の提供。	H28. 10. 28
73	災害時における物資の供給等に関する協定	マックスバリュ九州(株)、(株)メガスポーツ、イオンタウン(株)	災害時における物資の供給（食料品、衣料寝具、日用品雑貨）。被災者支援として、(1) 施設を避難場所として被災者に提供。(2) 施設において、被災者に対し、水道水、トイレ等を提供。(3) 施設において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害情報を提供。	H28. 11. 1
74	災害時における物資の供給等に関する協定	ユニ・チャーム(株)	災害時における物資の供給（子供用紙おむつ、大人用紙おむつ、生理用品、ウェットティッシュ、マスク等の衛生用品、ペットフード、ペット用品）。	
75	災害時応急活動に関する協定	一般社団法人熊本県建築協会 ※法人化による協定変更	(1) 市が管理する建築物及びその他の建築物の被害情報の収集。(2) 公共建築物及びその他の建築物に起因する二次災害を防止するために必要な安全確保上の措置。	H28. 12. 5
76	災害時における給食施設の復旧支援業務等に関する協定	(株)魚国総本社九州支社、九州総合サービス(株)、シダックス大新東ヒューマンサービス(株)、(株)九州フードサプライセンター、(株)三勢、(株)総合人材センター、学校法人中村学園	(1) 災害時に給食施設、設備及び備品が被害を受けた際の清掃等の復旧支援業務及び給食再開に関する業務。(2) 給食施設及び家庭科室等の学校施設を使った被災者への炊き出し。	H28. 12. 28

77	災害時における物資の輸送及び物流拠点の運営に関する協定	佐川急便(株)南九州支店	(1)市が管理する施設及び市が指定した物流拠点等から避難所等への物資の配送。(2)市が指定した物流拠点の運営。(3)市が管理する施設及び物流拠点の運営に必要な資機材の提供。(4)物流業務におけるアドバイザーの派遣。	H29. 3. 22
----	-----------------------------	--------------	---	------------

第4節 各種義援金等の状況

1. 義援金

義援金は、義援金受付団体(日本赤十字社、共同募金会)、県および本市においてそれぞれ受付を行っており、義援金受付団体および県では平成28年4月15日から受付を開始した。

本市では、健康福祉政策課が発災翌日の4月15日に会計総室と協議した上で、市役所・区役所をはじめ、総合出張所、出張所における義援金箱の設置と窓口での受入れを可能とするための手続きを実施した。

平成24年7月の九州北部豪雨の際には、義援金箱の設置と窓口での受入れとし、専用口座の開設は行っていなかったものの、今回は阪神淡路大震災における神戸市や東日本大震災における仙台市の対応を参考として、義援金受入れの専用口座を開設して、全国から義援金を受け入れることとした。

4月18日に、指定金融機関の肥後銀行およびゆうちょ銀行に専用口座を開設し、4月19日から窓口および口座振込での受付を開始したが、その後、4月26日には県を参考として、熊本銀行と熊本市農業協同組合にも専用口座を開設した。

義援金の受入期間は、当初、県と合わせて平成28年6月30日までとしていたが、6月7日に平成29年3月31日まで延長し、その後、さらに平成30年3月31日まで延長することとした。

義援金の受入れについては、全国に広く広報するため、県の募集記事掲載を参考として、市のHPへ掲載したが、その後、熊本地震復旧・復興寄附金や熊本城災害復旧支援金等と併せてHPに募集記事を作成することとなったため、一括して掲載を行った。

2. 熊本地震復旧・復興寄附金

震災後、全国から寄附金の申出が多数寄せられたため、平成28年4月20日に「平成28年熊本地震復旧・復興寄附金」専用口座を開設し、原則として口座振込による受付を開始した。

本市HPやチラシにて、熊本地震災害への支援金等(義援金・寄附金・支援金)について、「がんばろう!!くまもと!!応援寄附金」として一体的に周知を行ったほか、ふるさと納税総合サイト「ふるさとチョイス」の活用により周知を図った。また、同サイトにおいて愛媛県松山市、鹿児島県薩摩川内市、佐賀県小城市、兵庫県淡路市、石川県輪島市、滋賀県高良町の代理受付による支援を受けた。

さらに、現金持参による受付については、財政課をはじめ、各区役所の総務企画課や東京事務所でも受付を行った。

熊本地震復旧・復興寄附金は平成29年3月31日現在で、3,029件の寄附があり、寄附金総額は908,204,474円となっている。

当該寄附金の用途としては、原則として熊本地震からの復旧・復興事業に活用することとし、具体的には、寄附者の意見も尊重し、教育や道路、被災者支援など様々な事業に活用しており、HPにおいてその活用実績を公表している。

図表 8-4-1 寄附金チラシ



3. 熊本城災害復旧支援金

今回の震災により、熊本城は甚大な被害を受けることとなった。発災直後から熊本城の被害状況は報道等により全国に発信され、国内外から熊本城の修復・再建に向けた励ましや、支援の申出が多数寄せられたことから、熊本城の災害復旧事業に特化した寄附金の受付を検討することとなった。熊本地震以降の寄附の申出について、「熊本城災害復旧支援金」を新たに設置し、4月21日から支援金の受付（金融機関からの振込み）を開始した。各地から寄せられた支援金は平成29年3月31日現在で1,589,871,893円となっている。なお、寄せられた支援金については、熊本城復元整備基金に積み立てられることとなっている。

また、それまで実施していた熊本城復元整備のための「一口城主」制度は4月21日で休止することとなった。

図表8-4-2 類当御門周辺の被害状況



4. 熊本城復興城主

熊本城の復旧については、「熊本城災害復旧支援金」を開始し、支援金を広く募ることとなったが、4月21日から休止していた「一口城主」制度が定着していたこともあり、城主制度の早期再開の要望や問合せが多数寄せられたため、城主制度の再開に向けて検討を進めることとなった。従前の城主制度と同様に、根拠条例を熊本城復元整備基金条例とすることや、1万円以上の寄附者を城主とすること、芳名版の掲示をデジタル化することなど、城主制度の再開に向けた課題を整理し、11月1

日から「復興城主」制度を開始した。受付方法は「熊本城総合事務所」又は「桜の馬場 城彩苑内の歴史文化体験施設 湧々座」にて現金での申込み、若しくは金融機関および郵便局からの振込みでの受付とし、さらに平成29年2月からは専用サイトからのクレジット決済による受付も開始した。

1回につき1万円以上の寄附をした個人・法人・団体を「復興城主」とし、「復興城主」になるとデジタル芳名版への氏名等の掲示や城主証の交付、城主手形の交付、手形提示による市内観光施設の入場料免除および協賛店割引等、といった特典を受けられる。

「復興城主」制度による支援は平成29年3月31日現在で886,021,114円となっている。なお、「復興城主」制度開始以降は小額でも支援を受け付ける「熊本城災害復旧支援金」と、1回1万円以上の寄附で様々な城主特典が受けられる「復興城主」の2本立てとなっているが、「復興城主」制度が開始される平成28年11月1日以前に「熊本城災害復旧支援金」に1回につき1万円以上の支援をした方も、希望する方については別途申込みにより「復興城主」としている。

5. 熊本市民病院寄附金

市民病院では、熊本地震発災前より、物品および金銭での寄附を受け付けており、10万円以上の物品は資産台帳に登載を行っていた。

熊本地震発災後、寄附の受付は市民病院のHPにより広報を行い、電話又は直接来院により寄附の申出をされた場合に必要事項を確認して、収納を行った。収納は、現金収納、銀行振込のほか、納付書や現金書留も対応可とした。

今後も寄附の締切りを設定せず、随時寄附の受入れを行っていくこととしている。

なお、平成29年3月31日現在で金銭の寄附は34件、20,130,219円、物品の寄附は、主に、軽量棚、脇机、観葉植物等があった。

寄附金の会計上の取扱い、科目「災害による収入」として収納し、一般財源として取

り扱っている。使途については、市民病院復興のためということで受入れを行っており、特定使途限定で寄附したい旨の申出では、使途が実現できない可能性があれば受入不可と伝えている。なお、寄附の公表は、市民病院のHPにより行っている。

図表 8-4-3 市民病院寄附金一覧

No	日付	氏名	金額	累計
1	5月9日	個人	10,000	10,000
2	5月11日	広州市東西方医療門診部 有限公司	700,000	710,000
3	5月11日	広州市櫻華医療門診部 有限公司	300,000	1,010,000
4	5月11日	法人	100,000	1,110,000
5	5月11日	法人	30,000	1,140,000
6	5月11日	成城木下病院 理事長木下勝之	30,000	1,170,000
7	5月16日	個人	50,000	1,220,000
8	5月25日	法人	100,000	1,320,000
9	5月27日	個人	3,000,000	4,320,000
10	5月31日	法人	93,136	4,413,136
11	6月3日	個人	100,000	4,513,136
12	6月6日	佐賀県医療センター 好生館 理事長 中河原 章	1,020,000	5,533,136
13	6月8日	医療法人 威恵会 小松崎病院 院長榎戸久	126,630	5,659,766
14	6月9日	法人	100,000	5,759,766
15	6月27日	玉川学園中・高等部卒業生と その仲間たち	10,000	5,769,766
16	7月5日	いわき市立総合磐城共立病院	1,209,400	6,979,166
17	7月11日	法人	50,000	7,029,166
18	7月11日	法人	700,000	7,729,166
19	8月1日	法人	337,272	8,066,438
20	8月2日	岐阜市民病院	600,000	8,666,438
21	8月5日	公益社団法人 全国自治体病院 協議会	5,136,482	13,802,920
22	8月26日	公益社団法人 全国自治体病院 協議会	31,712	13,834,632
23	9月9日	奥山和男先生に感謝する会	150,000	13,984,632
24	10月7日	一般財団法人 日本消化器病学会	1,000,000	14,984,632
25	10月31日	法人	150,000	15,134,632
26	11月10日	法人	220,000	15,354,632
27	12月19日	個人	100,000	15,454,632
28	12月21日	個人	1,000,000	16,454,632
29	12月27日	個人	500,000	16,954,632
30	1月12日	富士フィルム㈱、(公社)日本 プロゴルフ協会	2,100,000	19,054,632
31	2月15日	個人	300,000	19,354,632
32	3月3日	個人	200,000	19,554,632
33	3月14日	株式会社サンマーク ナッセ 編集部	283,688	19,838,320
34	3月14日	公益社団法人 全国自治体病院 協議会 鹿児島県支部	291,899	20,130,219

6. くまもとエンタメ支援金

市民会館シアーズホーム夢ホールをはじめとする本市の文化ホールは、今回の震災によ

り多数のコンサート等の延期又は中止や、ホール・施設等の損傷など、甚大な被害を受けることとなった。ホール等の早急な修復に加え、コンサート等のイベント開催に向けた励ましや支援の申出が多数寄せられたことから、被害を受けた文化ホールの復旧および熊本の方をエンターテインメントで元気付けるための支援金として寄附金の受付を検討し、5月21日から「熊本市文化ホールを早く立ち上げ、熊本の人々をエンターテインメントで元気付けるための支援金（通称：くまもとエンタメ支援金）」の受付を開始した。受付方法は専用口座への振込み、現金収納となっている。

支援金は、本市の文化ホールの機能を早期復旧するとともに、本市が開催するコンサート等の復興イベント等の費用に活用することとし、平成29年3月31日現在で167,809,845円の支援が寄せられている。なお、寄せられた支援金については、平成29年3月24日に制定された「熊本市エンターテインメント支援基金条例」により基金に積み立てられ、平成29年度から活用する予定となっている。

図表8-4-4 市民会館ホールの被害状況



7. 文化財災害復旧支援金

本市は、熊本城以外にも数多くの文化財を有しているが、今回の震災により「熊本藩主細川家墓所」や、現存する熊本最古の洋風建築であり日本赤十字社発祥の地である「熊本洋学校教師館（ジェーンズ邸）」、幕末の思想家横井小楠の旧居「四時軒」などをはじめ、多くの文化財が被害を受けることとなった。そのような中、これら熊本城以外の文化財の

復旧に向けた励ましや、支援の申出が多数寄せられたことから、熊本城以外の文化財における災害復旧を行うことを目的として寄附金の受付を検討し、平成29年2月1日から「熊本市文化財災害復旧支援金」の受付を開始した。受付方法は専用口座への振込みとなっている。

支援金は、熊本市文化財保存修復基金に積み立て、文化財の復旧のために活用することとし、平成29年3月31日現在で1,131,606円の支援が寄せられている。

図表8-4-6 動植物園の遊具の被害状況



図表8-4-5 四時軒の被害状況



8. 動植物園復興応援サポーター

今回の震災の被害により、動植物園は園路、給排水管、動物舎、遊戯施設など様々な箇所が被災し、復旧経費に約8.8億円の費用がかかる見込となっている。平成29年2月25日に部分開園をスタートさせたが、全面開園に向けての復旧費用を支援してもらうことを目的として、部分開園開始日から全面開園の前日を募集期間として「動植物園復興応援サポーター」制度を開始した。

1回につき個人は5,000円以上、団体は20,000円以上の支援により、全面開園後の園内に氏名および団体名の掲示や各イベントへの招待等のサポーター特典が受けられる。受付方法は動植物園入場門にて申込み若しくは銀行口座による振込みとなる。

なお、従前の動物サポーター制度については、平成28年4月14日以前に動物サポーターとなられた方の特典は、全面開園後に残期間の特典を延長することとしている。

第5節 ボランティア

1. 災害ボランティアセンターの設置

(1) 発災直後の対応

平成24年の九州北部豪雨の際、当時、市（現地域活動推進課）と熊本市社会福祉協議会によるボランティアを受け入れる体制として、第一に役割分担が不明瞭であったこと、第二に人手が不足したこと、第三に資材確保が遅かったことなどの課題があったことから、平成27年3月11日に市社会福祉協議会と「熊本市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書」を締結した。

4月14日の前震を受け、4月15日に災害対策本部長から熊本市災害ボランティアセンター（以下、災害ボランティアセンターという）の設置が要請された。4月16日の開所に向けて準備を進めるが、16日未明の本震を受けて、被害状況の把握、ボランティア活動の安全面の再評価を行う必要が生じ、開所を延期した。

ニーズ調査、資材調達を進める一方で、4月18日に、うまかな・よかなスタジアムにおける支援物資の仕分け作業の要請を受けて、「ボランティア受付・保険窓口」を設置、主に市内在住のボランティアの受入れを行った。また、全国からも希望者の問い合わせが殺到したが、強度の余震が相次いだため、安全面を考慮し受入れは控えた。

(2) 災害ボランティアセンター開設

被害の増大に伴い、多くのボランティアによる支援が見込まれたため、当初予定していた市社会福祉協議会東区事務所では多くのボランティアを受け入れるのは難しいと判断し、再度、設置場所について、市と市社会福祉協議会で協議した。結果、市民やボランティア活動者にとってわかりやすく利便性の高い

（仮称）花畑広場に4月22日に開所し、全国からボランティアを募集する方針を決定した。

被災者に対しては、当センターの連絡先をマスメディアで知らせるとともに、被害が大きいとされた東区、南区を中心とした災害ボ

ランティアセンター、また各避難所でのチラシ配布、町内自治会の協力を得ながら掲示板への掲載、市社会福祉協議会のHPやフェイスブック等のSNSなどを通じて情報発信した（図表8-5-1）。

図表 8-5-1 災害ボランティアセンターの開設と活動経過

月日	主な活動内容
4月15日	熊本市災害対策本部から熊本市社会福祉協議会に対し、熊本市災害ボランティアセンターの設置要請。熊本市社会福祉協議会東区事務所に設置準備（翌16日開所決定）。
4月16日	本震により開所延期。
4月18日	うまかな・よかなスタジアムにボランティア受付・保険窓口を設置。支援物資仕分けボランティアコーディネーター（市社協職員）を1名配置。
4月21日	熊本市災害ボランティアセンター運営（学生）ボランティアミーティング（ロールプレイ）を開催。熊本市災害ボランティアセンター設置準備（（仮称）花畑広場）。
4月22日	熊本市災害ボランティアセンター（本部）を設置。
4月30日	東区サテライトを設置。
5月14日	城南・富合サテライトを設置。
7月1日	本部に各サテライトを統合し、新たに熊本市動植物園内に設置。
8月中旬	ボランティア活動を週末のみの活動に移行。
10月8日	本部を熊本市東部浄化センターに移設。
10月31日	ボランティア新規依頼の受付終了。
11月26日	熊本市災害ボランティアセンターを閉鎖。

（３）災害ボランティアセンターの組織体制

①組織体制の整備

災害ボランティアセンターの開所に向けて、多くのボランティアを受け入れることが見込まれる中で、多数の運営スタッフを配置する必要性があった。

最初に市社会福祉協議会から全国社会福祉協議会に対して、ブロック派遣要請を行った。また市社会福祉協議会に登録する学生ボランティアや個人・団体に参加・協力を依頼した。この事が口コミで広がり、大学教員等の後押しもあり、非常に多くの学生が運営ボランティアとして参加し、設置からゴールデンウィークの期間の８割は学生スタッフで運営された。

②組織編成

「熊本市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に沿って、以下の組織編成を行い、役割業務を分担した。

（ア）本部・総務班

各班との情報共有、災害対策本部との連携、外部関係団体との連絡調整、被災者やボランティア向けの広報活動、マスコミ対応、資材調達など、災害ボランティアセンター全体の運営の取りまとめ、調整を行う。

（イ）総合受付班

ボランティア活動希望者からの問い合わせの電話、来所対応、情報提供、ボランティア活動者へのボランティア活動証明書の発行等を行う。

（ウ）ニーズ・現地調査班

被災者から電話等にて依頼を受け付けて、依頼票・活動先地図の作成を行う。また、必要に応じて、現地調査を実施し、危険性の判断、必要人員、必要資材の算定を行う。

（エ）ボランティア受付班

ボランティアの登録手続き、名札の作成、ボランティア活動保険の加入手続きを行う。

（オ）オリエンテーション班

センターでの活動に参加するボランティアに対して、災害ボランティアセンターの目的

や活動上の注意事項、心構え等について説明する（図表 8-5-2）。

（カ）マッチング・グルーピング班

ニーズ班が作成した災害ボランティア依頼票を基に、被災者からの依頼内容と必要人員を紹介し、ボランティア活動希望者を組み合わせる役割を担う。また、グループリーダーを選任し、依頼内容の詳細説明、活動現場までの移動経路案内などを行う。

（キ）資材班

ボランティアが使用する資材の貸し出し、保管などの業務を行う。

（ク）救護班

ボランティアやスタッフの活動中や業務中の怪我や事故等に対して、応急処置などの必要な初期対応を行い、必要に応じて、医療機関へつなげる。

（ケ）車両・駐車場班

ボランティア活動者の駐車場整備、ボランティアを移送する車両の手配などを行う。

図表 8-5-2 災害ボランティアセンターでのオリエンテーションの様子



（出所：熊本市社会福祉協議会）

③組織の改編と閉鎖

甚大な被害を受けた地域で、より細かなボランティア活動を展開するため、4月30日に民間団体の駐車場に東区サテライト、5月14日には、市社会福祉協議会南区事務所に城南・富合サテライトを設置し、組織拡大を図った（図表 8-5-1）。

6月を過ぎるとボランティア活動における依頼や処理状況が徐々に落ち着きをみせて、

7月1日には、東区と城南・富合サテライトを本部に統括し、本部を熊本市動植物園に移転した。10月以降、熊本市動植物園での設置が困難になり、10月8日には東部浄化センターに移転した。新規受付を10月末日までとして、11月26日をもって閉鎖した(図表8-2-1)。

(4) ボランティアの活動状況

①4月22日(開所日)から4月28日

(ア) 活動内容

開所日には全国から多くのボランティアが駆けつけた。開所当初は、被害状況の把握が困難であったこと、また災害ボランティアセンターの設立についても十分に広報ができていなかったこと、個人宅では家屋の危険度判定が実施されておらず、ボランティアの安全の確保が困難であったことから、①東区を中心としたポスティング(チラシの配布)、②救援物資の仕分け、③避難所のニーズ調査活動の3つの活動を展開した。

上記のポスティングや避難所ニーズ調査、またマスメディア等を通じて、市民に徐々に本センターが認識されはじめ、避難所や市民(個人)から、主に以下の依頼が寄せられるようになり活動が拡大した。

<避難所>

- ・清掃活動
- ・炊き出し支援
- ・高齢者との話し相手(傾聴ボランティア)
- ・子どもとの遊び相手 他

<市民(個人)>

- ・倒れた家具の引きこし
- ・屋内の片付け
- ・落ちた瓦の片付け
- ・倒壊したブロックの片付け
- ・震災ごみ出し 他

こうした状況を踏まえ、避難所ニーズ調査から、避難所運営の支援へとボランティア活動を移行して、個人宅での活動も4月24日から少しずつ開始した。

(イ) ボランティアの移動手段

ボランティアを活動場所に派遣するための

移動手段として、開所日からは市電、4月26日からはバスの利用が無料化された。他にジャンボタクシー、大型マイクロバス、自転車などが移動手段となった。

なお、活動や移動の際には、市社会福祉協議会が作成した名札シールの貼付者を災害ボランティアとして確認することとした。

②ゴールデンウィークから6月末日

(ア) 活動内容

4月30日に東区サテライト、5月14日に城南・富合サテライト(城南福祉センター)を設置した。この2つのサテライトでのボランティア活動者は事前受付した団体ボランティア(企業・グループ)を振り分けるとともに、依頼に対して、団体ボランティアが少ない場合にのみ、災害ボランティアセンター本部から、個人ボランティアを派遣する仕組みをとった。

ゴールデンウィークに入ると学校再開に向けて、避難所の集約が行われ始めたため、①ボランティアによる避難所の片付け、②高齢者等の避難所から自宅に帰るための荷物移送活動、③段ボールでの仕切り作業など、主な3つの作業が行われた。

また、発災後から震災ごみは地域のごみステーションに搬出するというルールのもと、ごみ出しが行われ、地域のごみステーションは震災ごみで溢れた。その中で、震災ごみに混じり、不法投棄された家電の問題が生じた。

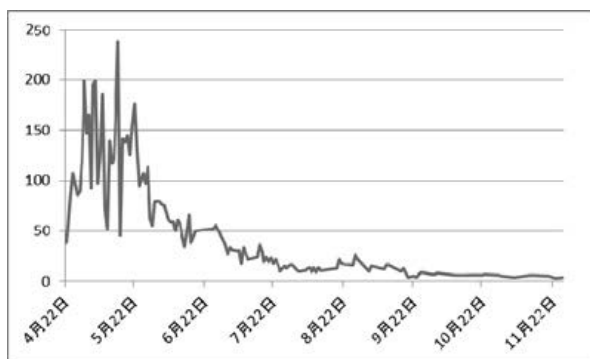
これらの不法投棄された家電は指定された集積所に集められ、そこから、冷蔵庫、TV、洗濯機等の家電を種類、メーカー、製品番号別に振り分ける作業が必要とされた。これらの集積所の一つであった戸島ふれあい広場を中心に、各20名程度のボランティアを派遣し、家電の仕分けボランティア活動を実施したが、非常に過酷な作業となった。

6月に入ると大雨が続き、ボランティア活動を妨げた。災害ボランティアセンター本部では、警報発令時には、二次災害の危険性からボランティア活動を中止とした。

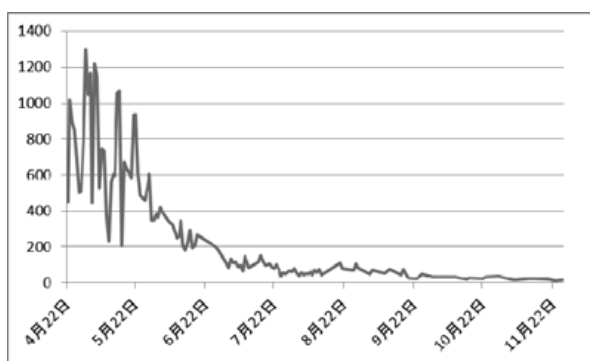
(イ) ボランティアの移動手段

この頃、活動先へのボランティアの移送手段として市電、バス、ジャンボタクシー、大型・マイクロバス、自転車、徒歩としていたが、活動現場が広域で、公共交通機関では移動困難な地域もあったため、移動手段を増やす必要があった。そこで、5月5日からボランティアによる車両提供を募った。これにより、ボランティアの移動能力が増し、5月15日には、最高活動件数となる238件の活動へとつながった。また活動人数も5月の連休、休日に多くなっている（図表8-5-3、図表8-5-4）。

図表 8-5-3 ボランティア活動件数



図表 8-5-4 ボランティア活動人数



③7月1日から11月26日（閉鎖）

(ア) 活動内容

7月1日に東区サテライト、城南・富合サテライトを本部に統括し、本部を熊本市動植物園に移転した。開所から2か月ほど活動してきたことにより、依頼案件に対する処理も進み、新規での相談件数も落ち着きをみせてきた。この時期になると、仮設住宅やみなし

仮設住宅への引越しが始まりだした。

そこで、こうした引越しをボランティア活動として位置付けるものか協議を図り、民間業を圧迫しないように、以下の要件で引越しの支援を行うものとした。

利用対象者は、自宅が被災し、仮設住宅やみなし仮設住宅に入居される方で、下記条件に該当する者、①高齢者や障がい者、ひとり親などの要配慮者世帯、②非課税世帯、③地震による傷病者世帯とした。活動内容は、トラックへの荷積みや荷物の移動、仮設住宅への荷降ろしと荷物の配置とした。

受付から活動までの流れは、

- ①ボランティアの依頼を市社会福祉協議会各区事務所で受け付ける。
- ②区事務所担当者が現地を訪問、確認調査を行い、同意書を受理する。
- ③区事務所から受け付けた依頼票・訪問調査内容を、災害ボランティアセンターに連絡する。
- ④災害ボランティアセンターから依頼者に対して、活動日時を調整する。
- ⑤引越しのボランティア活動を行う。

この引越しのボランティア活動は、7月上旬から8月上旬にかけての約1か月間展開された。日本生活協同組合連合会の協力で、引越しに使用するトラックが提供され、ボランティアの参加を得た。また、人員が不足する場合は、一般のボランティアから募集を図り活動を行った。その後は、市社会福祉協議会にて車両の準備を行い、一般ボランティアから活動希望者を募り、合計118件の引越しボランティアの依頼を受け、活動を行った。

引越しボランティア活動を行うとともに避難所の運営支援ボランティア活動や個人宅での活動も継続して行った。

避難所の運営支援ボランティア活動に関しては、時間の経過とともに避難所の集約化も進み、最後の避難所となった熊本市総合体育館（9月15日閉鎖）の片付け、清掃活動等をもって、避難所運営支援ボランティアの活動は終了した。

一方で、個人宅での支援に関しては、7月から公費解体作業が始まるのに伴って、自宅内の家電、衣類、食器類等をあらかじめ処分しておく必要があり、こうした作業を自身で出来ない高齢者、障がい者などを中心に家具の搬出、片付けの依頼が寄せられるようになった。

4月15日以降に実施されてきた震災ごみの特別収集体制では、地域のごみステーションに搬出することになっていた。しかし、7月以降は、敷地内の道路に面した場所に震災ごみを搬出し、搬出後、市担当部局へ災害ボランティアセンターから依頼し、後日回収される戸別収集となった。このルールにのっとり、毎回の活動終了後には、震災ごみを搬出した案件を一覧にまとめ、FAXにて回収依頼を行った。

（イ）閉鎖

10月以降、熊本市動植物園での設置が困難となり、10月8日に東部浄化センターへ移設した。この頃になると主な依頼は、解体に伴う片付け作業が中心となった。また、新規相談件数が0件の日も出てきたことから、市と市社会福祉協議会にて協議を図り、新規受付を10月末日までとし、11月26日をもって災害ボランティアセンターの閉鎖を決定した。

（５）外部機関・地域との連携

災害ボランティアセンターでは、自律的に災害支援活動を展開した外部機関や地域との連携も図った。

4月末日からは、東区役所秋津出張所を拠点に、ブルーシート張りやブロック塀解体などの土木作業技術を要する活動を展開していたNPO法人の共同団体であるDAWボランティアセンターと連携して、東区を中心とした関連案件を依頼、ボランティアの手配も行った。同時期に、同様の活動を行うことが出来る消防ボランティアグループ（九州内在住者）が駆けつけ、東区を中心とした必要な案件に対して活動を依頼した。

また、ある指定避難所では、町内自治会長、

民生委員、大学教員等が協力し、災害ボランティアを必要とする住民への聞き取り調査などを実施した。その後、活動内容、必要人員などのニーズをまとめ、災害ボランティアセンターに要請し、当日、派遣されるボランティアを現地まで案内するという自発的な活動が生まれた。これらの活動は新聞でも報道された。

本項では、多くのボランティア活動の委託や長期間のボランティア派遣など、災害ボランティアセンターと連携が深かったDAWボランティアセンターと尾ノ上校区避難所ボランティアセンターの活動を取り上げる。

①DAWボランティアセンター

（ア）設立経緯

前震直後より、災害支援活動のために東区に現地入りしていた複数のボランティア団体は、17日に東区の被害状況を調査し、特に秋津や沼山津地区の甚大な被害に対して、ボランティアが入っていないことを知り、これらの地区で支援活動を展開した。こうした活動を通じてボランティア団体とも信頼関係ができた秋津出張所は、ボランティア団体に敷地内の駐車場を開放し、団体名の頭文字から命名されたDAWボランティアセンターが設置された。設立当初より、災害ボランティアセンターとの連携を視野に入れ、災害ボランティアセンターでは対応困難だった応急危険度判定による「危険（赤紙）」、「要注意（黄紙）」が貼られた現場での作業を中心に展開した。

（イ）活動期間・構成メンバー

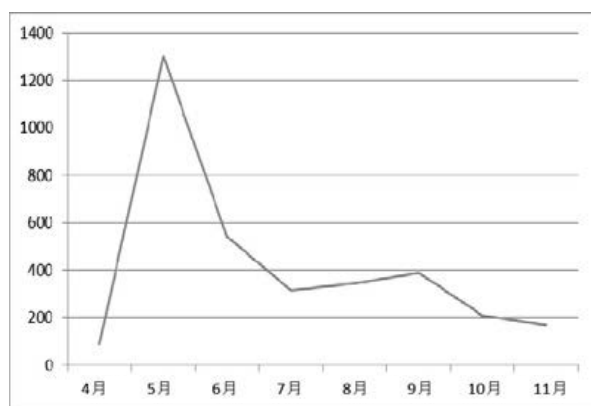
4月末日より災害ボランティアセンターと連携を開始した。前日にボランティアの必要人員を確認し、災害ボランティアセンターから派遣された。なお、危険作業については、ボランティア団体の人的ネットワークを活用して、高所作業経験者や消防関係者、大工などの専門職によるボランティアが全国から駆けつけた。なお、彼らに対しては、ボランティア団体として独自に危険作業専門の保険に加入するなどの安全対策をとった。一般のボ

ランティアには安全な場所での作業などの役割分担をした。

5月の連休期間をピークに、5月（月間）で1,300人ものボランティアを受け入れて活動した。6月以降は500人から200人前後の人員で活動が推移した（図表8-5-5）。

8月以降、作業件数は減少し、11月26日をもってボランティア支援の必要性はなくなったと判断して閉鎖した。閉鎖までの期間、95%以上が県外からのボランティアで占められていた。

図表 8-5-5 ボランティア数の推移



（出所：DAWボランティアセンター資料より作成）

（ウ）活動内容

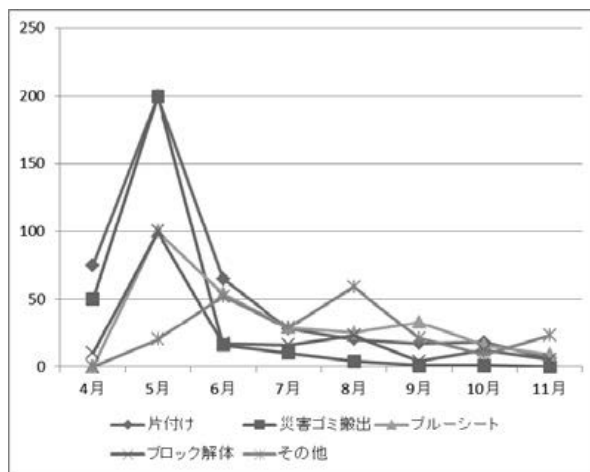
発災から5月にかけて、倒壊した家から家財や貴重品を安全に取り出すための重機での作業や、不要な家財などの運び出し作業（片付け）、また、倒壊、歪んだブロック塀の解体作業が多く発生した。これらは早急に対応できる業者がなかったため、近隣トラブルや通学路が危険になるなどの懸念から住民から依頼された。また道路に溢れかえった震災ごみの搬出作業も主要な作業であった。全国からトラックを募集して、4tトラック約40台分の震災ごみを市とも連携をとりながら搬出した。ブロック塀の解体や雨漏り屋根のブルーシート張りなどの危険作業についても、全国から集まった高所作業経験者などのボランティアを中心に作業を進めた（図表8-5-6）。

6月を過ぎると依頼件数が減るが、引き続

きブロック塀の解体、ブルーシート張りや、被災者宅の片付けや清掃、引越しの手伝い、家屋の修理補修などの活動が展開された。また、炊き出しや健康支援、災害支援団体のコーディネートなども行った。

また、生活保護受給者の住宅探しや、不動産、り災証明や義援金等の手続きの支援なども東区保護課と連携しながら行った。関連団体の連携においても、被災地障害者センターくまもとや東区民生委員・児童委員協議会など、特に地域事情に通じる民生委員からの情報を参考に作業の優先順位などを判断した。

図表 8-5-6 ボランティア活動件数の推移



（出所：DAWボランティアセンター資料より作成）

②尾ノ上校区避難所ボランティアセンター

（ア）設立経緯

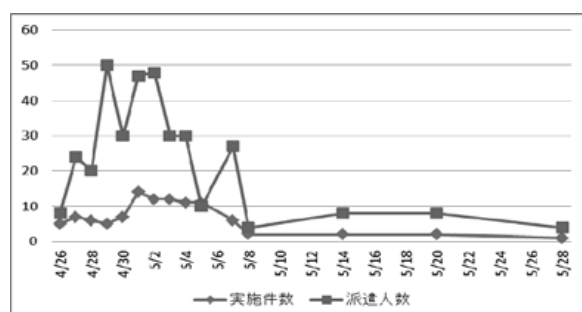
4月16日夜に1,000人を超える避難者が集まった尾ノ上校区避難所（尾ノ上小学校）では、校長やPTA役員、住民などが一丸となった自主運営組織による避難所運営が図られる中で、被災者支援の地域拠点として、ボランティアセンターも併設することとなった。膨大かつ深刻な在宅避難者のニーズを意識しつつも、声を聴くことがすぐできる避難所内の避難者の帰宅支援から着手した。4月24日に校内放送を使って、ボランティアの希望を呼びかけた。数人から自宅の片付けの要望があり26日から個別世帯へのボランティア派

遣が始まった。

（イ）活動内容

ボランティアは、前日夕方にボランティアの人員数を災害ボランティアセンターに連絡し、当日午前10時に尾ノ上小学校に派遣された。地域のニーズを掘り起こすために、校区社会福祉協議会の構成員であった尾ノ上校区第8町内自治会長に相談、協力を求めた。第8町内自治会長を通して、他の町内自治会長や民生委員・児童委員に協力を求め、町内におけるボランティアの希望を聞いて回ってもらった。その結果、多い順に、①室内の片付け、②廃棄物・瓦の運搬、敷地内の片付け、③ブロック塀の解体、④その他となった。4月26日から5月5日、5月7、8、14、20、28日の15日間で延べ103件のニーズに対応し、延べ348人のボランティアを派遣した。なお、4月24、25日、5月4日には避難所の清掃（体育館、校舎の教室・廊下・トイレ等）も行った（図表8-5-7）。

図表 8-5-7 ボランティア活動件数と派遣人員の推移



（出所：高林秀明（2017）「研究ノート 住民自治による避難所運営—熊本地震の地域拠点の実際と教訓」熊本学園大学社会福祉研究所報第45号、76ページ、表2より作成）

（6）今後の課題

①災害ボランティアセンターの設置場所の確保

2回の災害ボランティアセンターの移設は、ボランティアが減少した一因となった。平時より長期間使用可能な災害ボランティアセンターの設置候補地を、市と市社会福祉協議会

において協議して定める必要がある。

②地域在住の運営ボランティアの確保

多くのボランティアを受け入れるためには、運営スタッフの確保、特に地域の地理や文化風習に詳しい地域在住の運営ボランティアが求められる。今回の地震では、ゴールデンウィーク中までは地元の大学生が活動してくれたが、その後は県外在住者が主要なメンバーであった。災害運営ボランティアリーダー研修会（仮）等を開催し、災害運営ボランティアの意義やその必要性を認識し、その養成に努める必要がある。

③災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの改訂

災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルでは、避難所に対するボランティア派遣の想定や依頼票等の様式がなく調整にとまどった。市と市社会福祉協議会において、熊本地震における避難所へのボランティア派遣について検証し、マニュアルの改訂が必要である。

④地域災害ボランティアコーディネーターの養成

熊本地震では、全国から多数のボランティアが駆けつけたが、すべてを受け入れることができなかった。一方で、校区住民によるニーズ調査やボランティアコーディネート等が実施され効果的であったことから、このような取組が広がることで災害ボランティアセンターの受援力を高めることができる。

市と市社会福祉協議会は連携して、地域に対して、地域災害ボランティアコーディネーター養成研修（仮）等の実施を検討している。

⑤市と市社会福祉協議会の連携体制

熊本地震では、災害ボランティアセンターを市社会福祉協議会が運営していて、運営費用も負担した（のちに市が一部負担）。当初、災害ボランティアセンターとの連携のため、センター内に市（地域活動推進課）から「情

報連絡員」を置こうと考えていたが、複数のセンター設置の想定もあったため、市社会福祉協議会からの申出もあり常駐はなかった。結果、電話でのやりとりのみでセンターとのコミュニケーションに距離が開いた。今後に向けて両者間で会議体を持ち、組織体制について協議していく必要がある。

2. その他ボランティアの支援

(1)「あいぽーとくまもと」の活動状況

①災害関連会議への参加・主催

「熊本市民活動支援センター・あいぽーと」(以下「あいぽーと」という。)は、市民の様々な公益活動を推進していくための活動に関する打合せや、情報収集・発信、交流、相談、作業などの活動の場を提供する事業を行う市の機関である。発災直後、あいぽーとが入居している「ウェルパルクまもと」が被災し損傷したことで、一部の業務を停止し、相談・申請等の窓口業務のみを行ってきた。災害時には震災復興のための会議や協議の場に参加し、主に復旧支援等に取り組む団体の情報の収集・発信に努めた。

(ア) 火の国会議

火の国会議は、4月19日以降、被災地域や避難所の情報共有、NPO等が相互に補完するための調整等を目的として、JVORD(全国災害ボランティア団体ネットワーク)を主催者として立ち上げられた。行政(県、各市)、社会福祉協議会(県、各市)、県内で災害支援活動をするボランティア団体らが参加し、4月28日以降、あいぽーとも随時参加し、情報交換に努めた。毎週火曜日18時より継続的に開催されてきた。会議の主催者は後にKVORD(くまもと災害ボランティア団体ネットワーク)に引き継がれた。

(イ) 熊本市・熊本市社会福祉協議会・NPO等連携会議

火の国会議にて、NPO等の連携体制が整い、さらに行政機関との連携充実を図るために6月3日に、「熊本市・熊本市社会福祉協議会・NPO等連携会議」が発足した。行政の

対処方針等をNPO等に提供し、また災害支援活動を行っているNPO等からの課題等を行政に迅速に伝える役割として開催された。

JVORDを主催者として、市、市社会福祉協議会、市内で支援活動をするボランティア団体による情報交換を目的とした会議体であり、あいぽーとも随時参加した。毎月第2、4火曜日の16時より開催されてきた。その後、この組織は全県規模の連携会議と合同で開催されることとなった。会議の主催者は後にKVORDに引き継がれた。

(ウ) ひごまる会議

6月18日には、熊本市内で支援活動をしているボランティア団体を対象として、避難所へのボランティアの調整を目的とした「ひごまる会議」が発足した。あいぽーとが主催し、傾聴ボランティアを避難所におけるサロン活動とマッチングするなど行った。

また、個別でのボランティア希望者の窓口の一元化として、あいぽーとが受け持ち、既存のボランティア団体に随行する形での参加を調整した。ただし、個人ボランティアの受付に関しては実績が少なかった。

(エ) 益城がんばるもん会議

行政、益城町での災害支援活動団体、JVORDで構成される「益城がんばるもん会議」に、9月以降2回参加した。

②拠点避難所での支援活動

あいぽーとでは、5月26日から6月22日までの間、避難所支援団体の活動に14回ほど参加し、避難者の声を直接聴くとともに拠点避難所の現状把握に努めた。

③被災状況アンケートの実施

5月に市内のNPO団体とあいぽーとの登録団体に、被害状況および今後の支援活動への協力の可能性について、「被災状況アンケート」を実施し、各団体の現状把握に努めた。NPO法人303法人中、163法人が回答し(回答率54%)、あいぽーと登録団体426団体中139団体(回答率33%)が回答した。

このアンケートを通して、支援活動に協力可能だと返答した団体を対象に、5月29日、参加団体27団体43名、6月12日、参加団体30団体46名に災害支援活動協力に関する説明会を実施した。内容は、避難所の状況や活動事例発表、課題に対するグループワーク、支援団体への助成金情報、支援団体の動き、足湯体験等を説明、実施した。

④災害支援団体とのマッチング

アンケートの回答の中で協力可能な団体には、ひごまる会議に出席してもらい、ボランティア団体の活動とマッチングを行った（図表8-5-8）。

図表 8-5-8 災害支援団体とのマッチング

月日	災害支援活動団体	マッチング団体
5/12	災害ボランティアにおける学生連携	
	関西大学	KVC（熊本ボランティアコンシエルジュエ）
5/15	災害ボランティアの情報取得	
	NPO法人ボランティアインフォ	KVC
5/22	避難所における支援活動	
	チーム中越（新潟地震災害支援チーム）	NPO法人小町ウィング
5/25	避難所における支援活動	
	NPO法人小町ウィング	ペガサス（あいぼーと登録団体）
5/31	避難所における支援活動	
	NPO法人傾聴ネットキーステーション	NPO法人ソナエトコ

⑤災害支援に関する情報発信および研修

各種支援活動に取り組んでいる団体等に対して、収集した災害情報の提供や研修等によって支援活動のサポートを行った。

4月23日から9月30日の間、電話や窓口の問い合わせ等も含み、累計で790件（5月

の526件がピーク）の情報提供を行った。

5月21日には、避難所支援のための足湯講習会を実施し、チーム中越、NPO法人ソナエトコ他7名が参加した。

9月15日には、みなし仮設住宅に関する座談会を開催し、東日本大震災支援全国ネットワーク、被災者支援ふくおか市民ネットワーク他13名が参加した。

（２）校区自治協議会等による災害ボランティア活用の働きかけ

①経緯

ゴールデンウィークの期間中、災害ボランティアセンターには多くのボランティアの要望があり、一方でボランティア希望者が多かったにもかかわらず、場所や希望日が個々に散らばり、効率的なマッチングがうまくいかない課題を抱えていた。

この状況で災害ボランティアセンターに所属し、以前に市社会福祉協議会中央区事務所に勤めていた職員が、中央区内の校区自治協議会や校区社会福祉協議会の代表と面識があったことから、これらの代表者に地域での災害ボランティアの取りまとめをお願いしていた。この働きかけによって、一新、白山、向山校区では、家の片付けや引越しなど、多くのボランティアをまとめて派遣することができ、一日の実施件数も多くこなす事例が出てきた。また、大江校区自治協議会でも独自に自主的なボランティア活動が展開されていた（詳細後述）。

そこで、5月9日に災害ボランティアセンターより校区自治協議会、校区社会福祉協議会、民生委員・児童委員宛に「災害ボランティアの活用について（お願い）」という文書を通知し、地域でのボランティアの取りまとめをお願いした。その後、5月13日に各校区自治協議会宛に市地域活動推進課からも、「校区の地域課題解決のための災害ボランティアの活用について」という通知を送付した。通知後、通知文だけでは趣旨がうまく伝わっていなかったため、大江校区での実践事例についてまとめた資料

を使って関係者からの問合せの際には対応した。

った可能性が考えられ、今後の課題となった。

②大江校区での実践事例

大江校区では、校区社会福祉協議会長（民生委員）が中心となって、大学生や高校生のボランティアにより、地域住民の家の片付け等をゴールデンウィーク期間までに 80 件行われた。依頼主にとっては顔見知りである民生委員からの紹介ということもあり、安心してボランティアを受け入れることができ、まとめてボランティアを派遣することも可能であった（図表 8-5-9）。

ゴールデンウィーク後は、平日に学生ボランティアを期待できないことから、市から災害ボランティアセンターの紹介を受けた。

図表 8-5-10 校区自治協議会を中心とした災害ボランティア活動

区	校区	延べ件数	主な作業内容
中央	大江	80 以上	家の片付け、引越し等
	一新	詳細不明	家の片付け等
	白山	詳細不明	家の片付け等
	向山	詳細不明	家の片付け等
西	古町	2	倒壊ブロック塀搬出
南	御幸	5	倒壊ブロック塀搬出
北	麻生田	7	倒壊ブロック塀搬出、家の片付け

図表 8-5-9 大江校区での災害ボランティア活動



（出所：熊本市社会福祉協議会）

③成果

前述の災害ボランティアセンターや市地域活動推進課からの働きかけによって、古町、御幸、麻生田の 3 校区で取りまとめの申出があり、ボランティアが派遣された。市地域活動推進課も取りまとめ役を補助した。倒壊ブロック塀の搬出等の活動が展開され、実施件数は少ないながらも地域住民からの評価は高かった。また中央区でも大江校区以外の 3 校区で自主的な災害ボランティア活動が報告されている（図表 8-5-10）。

なお、これらの呼び掛けは、拠点避難所に移行後だったため、もう少し早い段階であれば校区単位での災害ボランティア活動も広が